

三浦市こども計画 【案】

目 次

第1章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画策定の根拠となる法律等	2
3	計画の位置づけ	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	5
第2章	三浦市の現状と課題	7
1	三浦市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況	7
2	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	19
3	第2期計画の進捗状況	40
4	こども計画に向けた課題	43
第3章	計画の基本的な考え方	45
1	基本理念	45
2	基本目標	46
3	計画の体系	47
第4章	施策の展開	48
1	こどもの視点に立ち、すべてのこどもが健やかに育つよう環境を整備します。・・	48
2	こどもが幸せを感じながら成長していけるようライフステージに応じた支援を行います。・・	56
3	安心してこどもを産み育てることができるよう環境を整備します。・・	67
第5章	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	72
1	教育・保育提供区域の設定	72
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方	72
3	教育・保育の量の見込み	76
4	地域子ども・子育て支援事業	78
第6章	計画の推進体制	93
1	計画の推進体制	93
2	進捗状況の管理	93

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子化や核家族化の進行、ライフスタイルや就労形態の多様化などを背景に、地域社会におけるつながりの希薄化が進み、子育て家庭の孤立など、こどもたちを取り巻く家庭や地域環境が大きな変化を見せています。

国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせ、令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」を実現するなど、子育て支援策の充実に努めてきました。

このように子育て支援策が充実されていく一方で、昨今では、こどもたちの生命や安全に重大な問題を引き起こす児童虐待やいじめやひきこもりといった学校や家庭問題が増加するなど、こどもの権利を脅かす様々な問題が顕在化しつつあります。

これらを背景に、令和5年4月に、「子ども・子育て支援法」、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、こども基本法が施行され、同時に「こども家庭庁」が発足しました。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すために制定されたものです。

また、同年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、「こども家庭庁」が中心となって、「こどもまんなか社会」の実現を目指す取組が開始されました。

本市においては、子ども・子育て支援法（第61条）に基づき、平成27年3月に策定した「三浦市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に改定し、地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）の推進により、乳幼児期の保育・教育の充実や地域における子育て支援の充実を図るとともに、母子の健康の確保及び増進、児童虐待防止対策の充実など、妊娠期から出産、子育て期まで切れ目のない支援を推進してきました。

このたび、本計画が期間満了を迎えることから、「第3期子ども・子育て支援事業計画」を、こども基本法に基づく「こども計画」と一体のものとして新たに策定することとし、地域の実情に応じたこども施策を総合的に推進するため、「三浦市こども計画」を策定します。

2 計画策定の根拠となる法律等

(1) こども基本法

(都道府県こども計画等)

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

(2) 子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

(3) 次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画を策定することができる。

(4) 子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第9条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(5) こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律

(都道府県計画等)

第10条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県におけるこどもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県計画又は市町村計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(6) 母子保健計画策定指針

第1 母子保健計画策定指針について

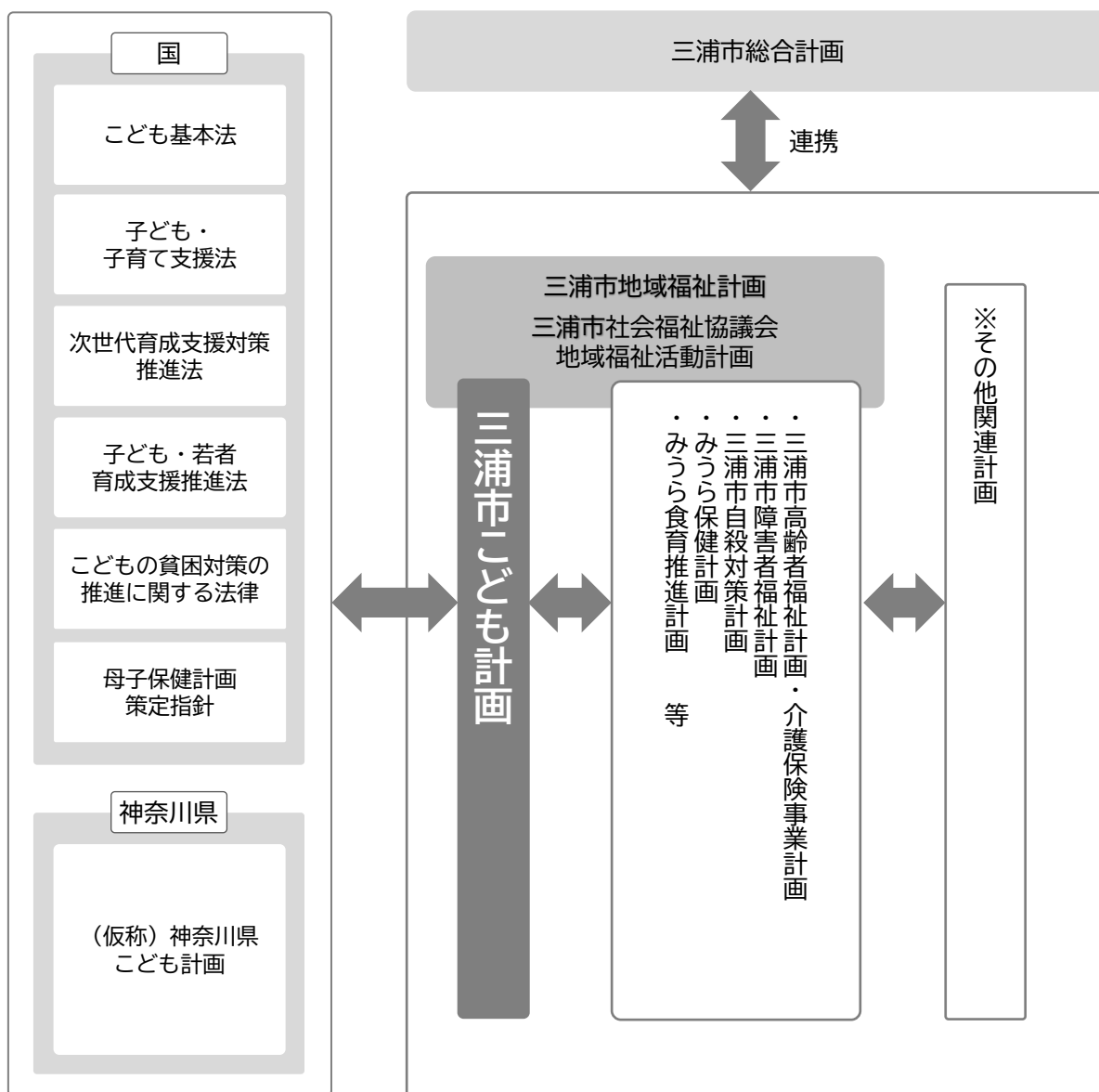
母子保健計画は、母子保健に関する効果的な施策を総合的に推進するため、妊娠、出産、その他子育てに関する現状分析と今後の望ましい方向性等について検討を加え、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立や、効果的な母子保健施策の推進に資するものである。このため、各地方公共団体においては、母子保健計画を策定することが求められる。

3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第 10 条に基づく「市町村こども計画」であり、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」等のこども・若者に関する計画との整合を図るとともに、国が策定する「こども大綱」及び神奈川県が策定する「都道府県こども計画」を勘案するものとします。

計画の策定にあたっては、本市の最上位計画である「三浦市総合計画」をはじめとして、「三浦市地域福祉計画」、その他の関連計画との整合・連携を図るものとします。

なお、本計画の対象は、妊娠前から青年期とし、青年期は39歳としますが、各法律により異なるため、関係法律に従った年齢を対象とします。



4 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づいて定められた基本指針に即して、計画期間は5年を一期とし、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、社会・経済情勢の変化や、さまざまな状況の変化に合わせ、必要に応じて見直しを行います。

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
策定	三浦市こども計画				

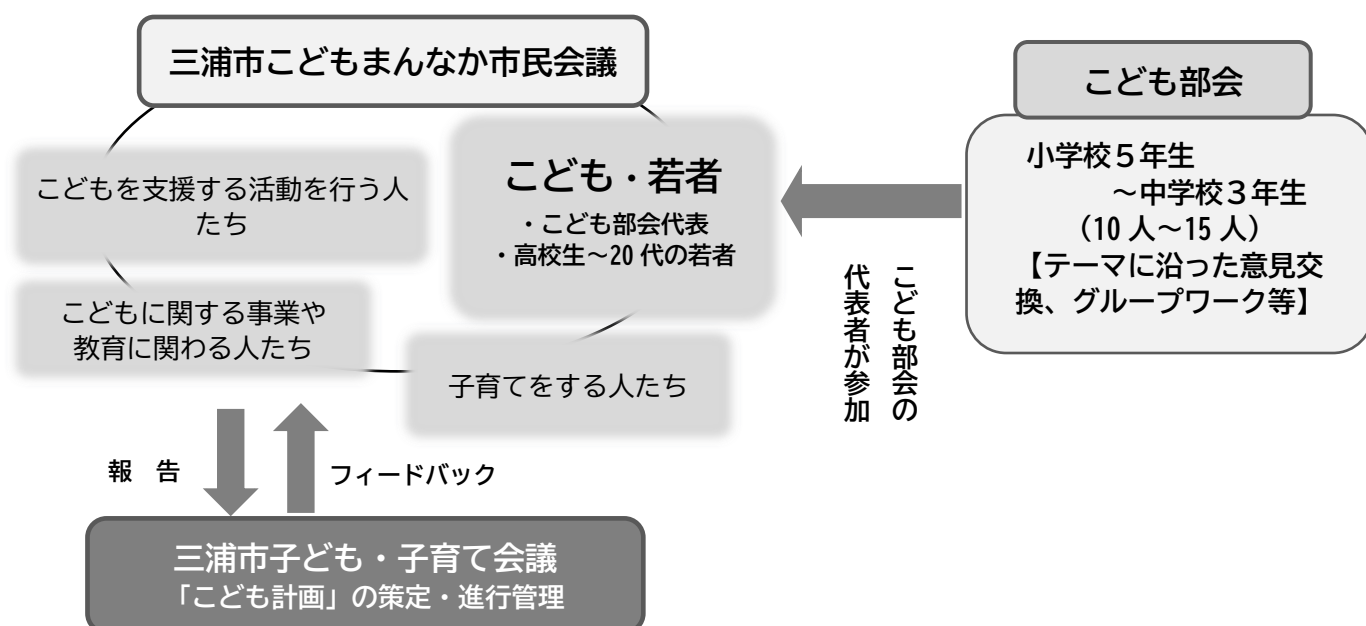
5 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもを取り巻く環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「三浦市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

また、こどもの代表やこどもを支援する団体の代表、こどもに関する事業を行う事業者等の代表、教育関係機関等の代表で構成する「三浦市こどもまんなか市民会議」を設置し、こどもとこどもに関わる大人の意見を幅広く聴取する機会を創出するとともに、小学生、中学生の代表者からなる「こども部会」を設置し、グループワーク等を通じて、本市の将来像について意見をいただき、こどもの意見の聞き取りを行いました。

住民からの意見聴取については、令和6年度には教育・保育のニーズ量を把握するための調査を実施するとともに、パブリック・コメント等を実施しました。

【策定体制図】



(1) こども部会ワークショップの概要

① 開催概要

- 開催日時：令和6年7月26日 午後13時30分～
- 場所：チエルSeaみうら
- 参加者：市内小学校5年生から中学3年生の15名
(2グループに分かれて、ワーキングを実施)

② ワーキングのテーマ

『未来を語ろう 将来どんな三浦市に住みたいか』

(2) こどもまんなか市民会議の概要

① 開催概要

- 開催日時：令和6年8月22日 午後15時00分～
- 場所：チエルSeaみうら
- 参加者：14名

② 議題

- こども基本法～こども計画～について
- 三浦市のこども施策について
- こども部会からの意見発表
- 意見交換

※こども部会、こどもまんなか市民会議から出された意見は、第4章で紹介しています。



三浦市の現状と課題

1 三浦市のこどもと子育て家庭を取り巻く状況

(1) 人口年齢構成

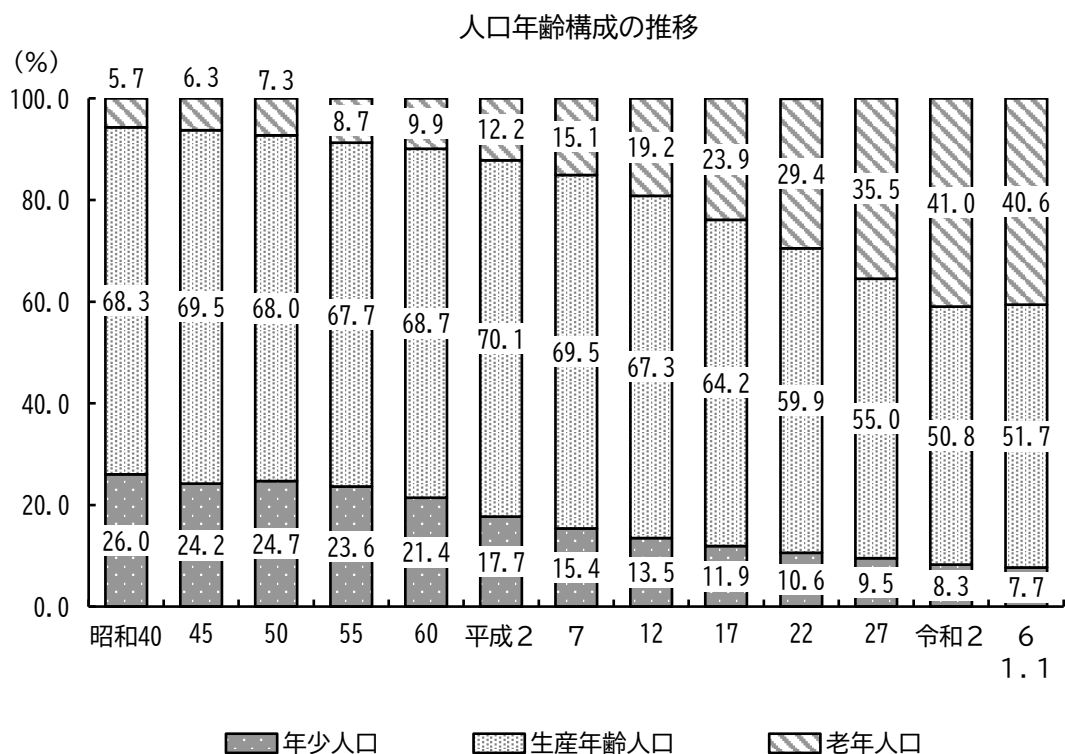
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年1月1日現在で40,578人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口は減少しているのに対し、老年人口は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

三浦市の人口年齢構成の推移

単位：人

年次別	人口総数	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳
		0～14歳	構成比(%)	15～64歳	構成比(%)	65歳以上	構成比(%)	
昭和 40 年	42,601	11,083	26.0	29,076	68.3	2,442	5.7	-
45	45,532	10,993	24.2	31,664	69.5	2,875	6.3	-
50	47,888	11,822	24.7	32,579	68.0	3,487	7.3	-
55	48,687	11,506	23.6	32,960	67.7	4,212	8.7	9
60	50,471	10,796	21.4	34,693	68.7	4,982	9.9	-
平成 2 年	52,440	9,278	17.7	36,780	70.1	6,381	12.2	1
7	54,152	8,324	15.4	37,633	69.5	8,191	15.1	4
12	52,253	7,054	13.5	35,151	67.3	10,030	19.2	18
17	49,861	5,915	11.9	32,032	64.2	11,903	23.9	11
22	48,352	5,132	10.6	28,953	59.9	14,238	29.4	29
27	45,289	4,301	9.5	24,885	55.0	16,081	35.5	22
令和 2 年	42,069	3,472	8.3	21,264	50.8	17,158	41.0	175
(参考) 令和6.1.1	40,578	3,109	7.7	20,985	51.7	16,484	40.6	-

資料：国勢調査（各年10月1日現在） 令和6年1月1日は住民基本台帳（神奈川県HP）



(2) 出生率及び出生数

人口千人に対する出生数の割合を示す出生率において、三浦市では、令和元年に初めて4.0を下回り、令和3年には3.6となっています。これは、全国、神奈川県と比較しても非常に低い割合となっています。

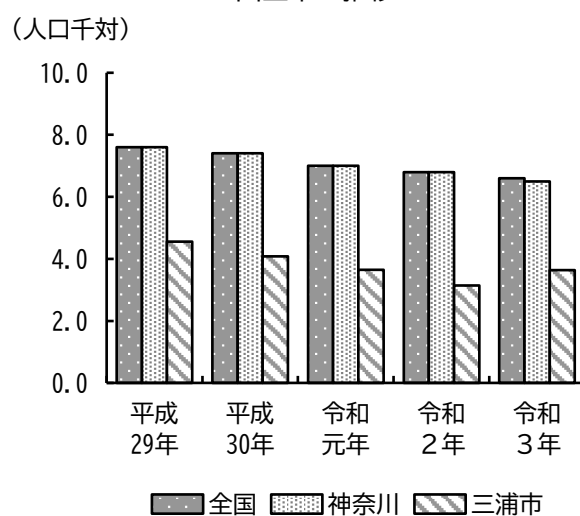
三浦市の出生率及び出生数の推移

単位：人口千対・人

年次	全国	神奈川県	三浦市	出生数
平成 29 年	7.6	7.6	4.6	200
平成 30 年	7.4	7.4	4.1	176
令和元年	7.0	7.0	3.6	155
令和2年	6.8	6.8	3.1	132
令和3年	6.6	6.5	3.6	151

資料：神奈川県衛生統計年報

出生率の推移



(3) 合計特殊出生率

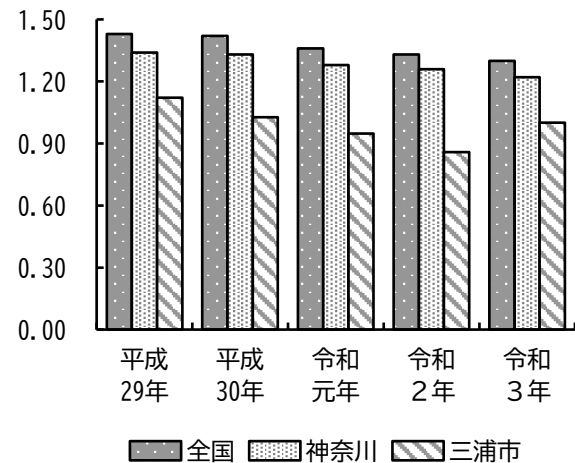
1人の女性が一生の間に産む子供の数を示す合計特殊出生率についても、三浦市は、全国、神奈川県と比較しても低い傾向にあります。令和元年以降1.00を切っていますが、令和3年に若干回復し、1.00となっています。

三浦市の合計特殊出生率の推移

年次	全国	神奈川県	三浦市
平成29年	1.43	1.34	1.12
平成30年	1.42	1.33	1.03
令和元年	1.36	1.28	0.95
令和2年	1.33	1.26	0.86
令和3年	1.30	1.22	1.00

資料：神奈川県衛生統計年報
全国・県は人口動態統計

合計特殊出生率の推移



(4) 20歳から39歳までの未婚率の推移

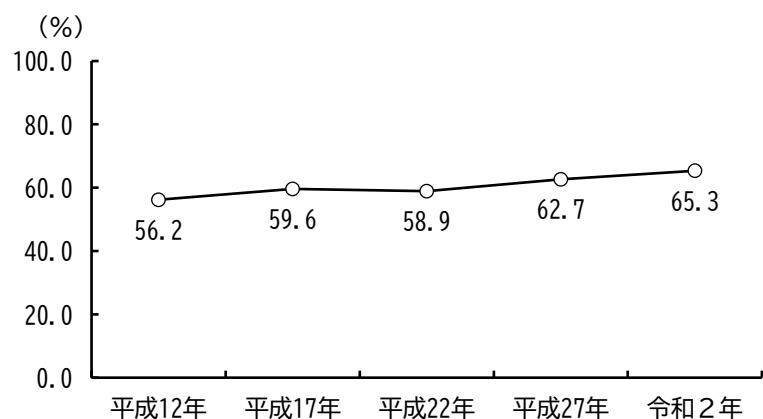
20歳から39歳までの未婚率の推移をみると、全ての年齢で増加しています。全体でみると平成17年から平成22年では、若干減少していますが、平成22年以降増加に転じています。

20歳から39歳までの未婚率の推移

年次	未婚率 (%)
平成12年	56.2
平成17年	59.6
平成22年	58.9
平成27年	62.7
令和2年	65.3

資料：国勢調査

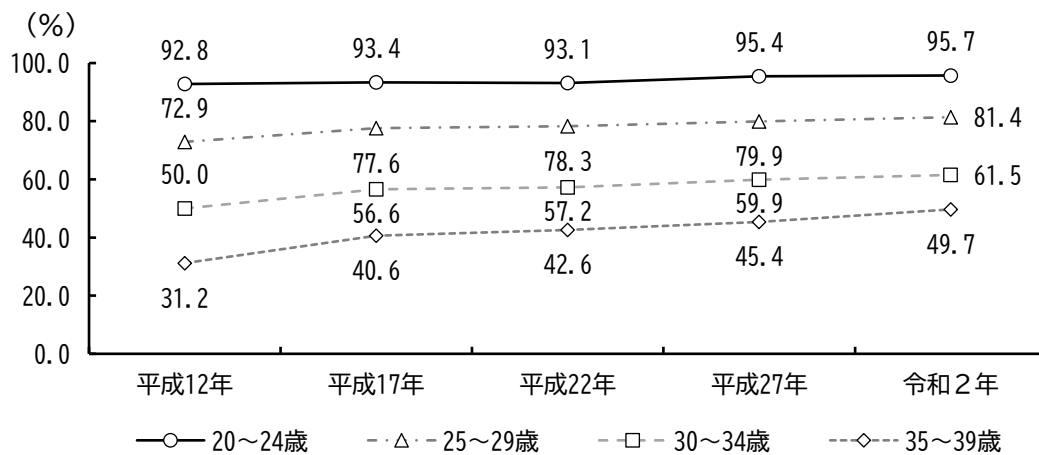
20歳から39歳までの未婚率の推移



男性

年次	年齢別未婚率(%)			
	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
平成12年	92.8	72.9	50.0	31.2
平成17年	93.4	77.6	56.6	40.6
平成22年	93.1	78.3	57.2	42.6
平成27年	95.4	79.9	59.9	45.4
令和2年	95.7	81.4	61.5	49.7

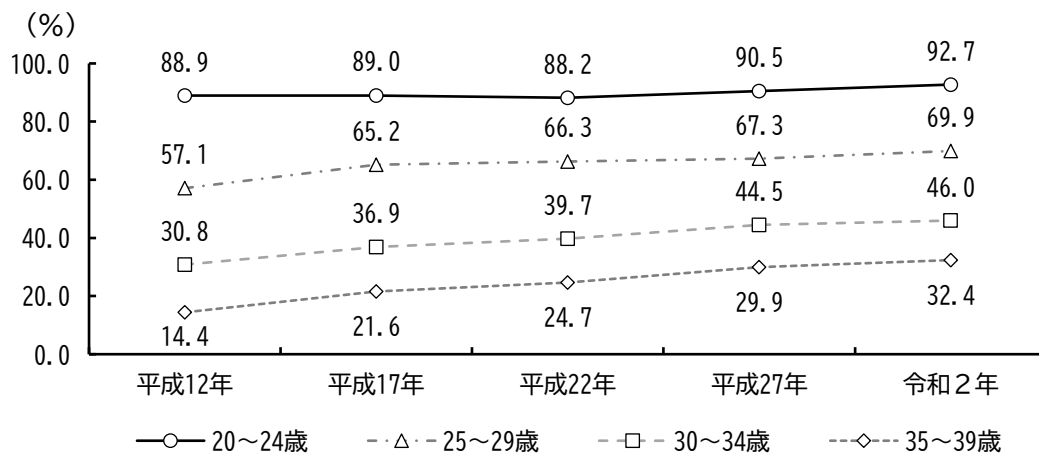
資料：国勢調査



女性

年次	年齢別未婚率(%)			
	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
平成12年	88.9	57.1	30.8	14.4
平成17年	89.0	65.2	36.9	21.6
平成22年	88.2	66.3	39.7	24.7
平成27年	90.5	67.3	44.5	29.9
令和2年	92.7	69.9	46.0	32.4

資料：国勢調査



(5) 一世帯当たりのこども数の推移

一世帯当たりの6歳未満のこどもの数及び18歳未満のこどもの数の推移をみると、平成12年以降減少傾向となっています。

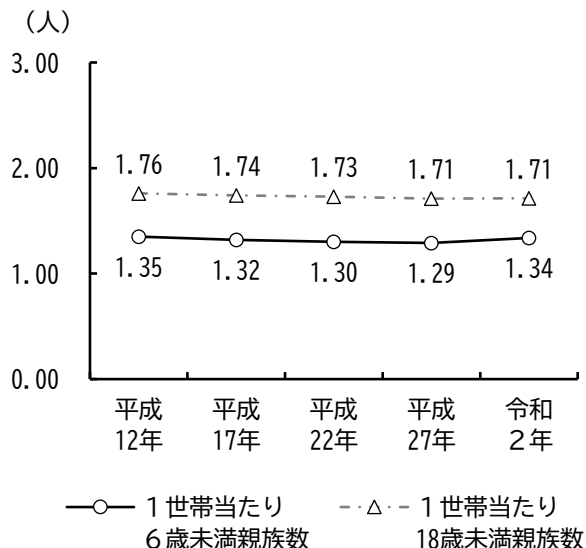
1 世帯当たりの子ども数の推移

単位：人 (人)

年次	1 世帯当たり 6 歳未満親族数	1 世帯当たり 18 歳未満親族数
平成 12 年	1.35	1.76
平成 17 年	1.32	1.74
平成 22 年	1.30	1.73
平成 27 年	1.29	1.71
令和 2 年	1.34	1.71

資料：国勢調査

1 世帯当たりの子ども数の推移



(6) 家族類型別一般世帯数の推移

家族類型別一般世帯数の推移をみると、核家族は平成12年以降減少傾向にあります。一方単独世帯は平成12年から令和2年までの20年間で、約2,000人増加しています。

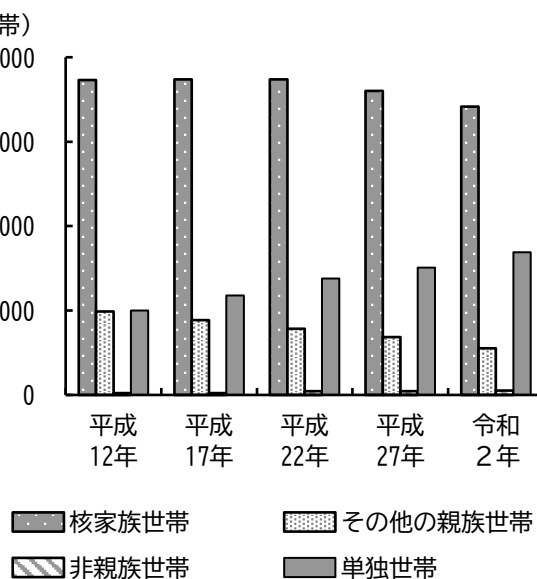
家族類型別一般世帯数の推移

単位：世帯 (世帯)

年次	核家族 世帯	その他の 親族 世帯	非親族 世帯	単独 世帯
平成 12 年	11,194	2,967	60	2,998
平成 17 年	11,209	2,654	64	3,539
平成 22 年	11,216	2,353	131	4,135
平成 27 年	10,800	2,053	130	4,528
令和 2 年	10,249	1,658	156	5,075

資料：国勢調査

家族類型別一般世帯数の推移



(7) 祖父・祖母と同居をしている世帯数の推移

祖父・祖母と同居をしている世帯数の推移を見ると、祖父母または祖父もしくは祖母と同居している世帯数は、徐々に減少しており、平成12年から令和2年までの20年間で、約1,000世帯減少しています。

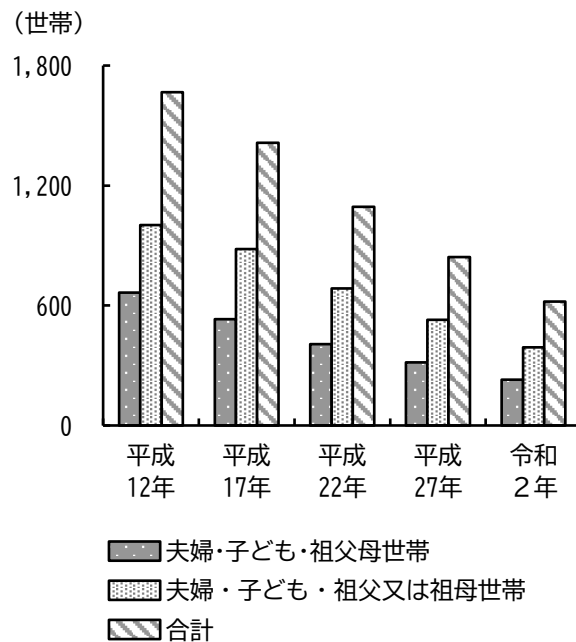
祖父・祖母と同居をしている世帯数の推移

単位：世帯

年次	夫婦・ 子ども・ 祖父母世帯	夫婦・ 子ども・ 祖父又は 祖母世帯	合計
平成12年	665	1,002	1,667
平成17年	532	882	1,414
平成22年	407	686	1,093
平成27年	315	528	843
令和2年	229	390	619

資料：国勢調査

祖父・祖母と同居をしている世帯数の推移



(8) 母子・父子世帯数の推移

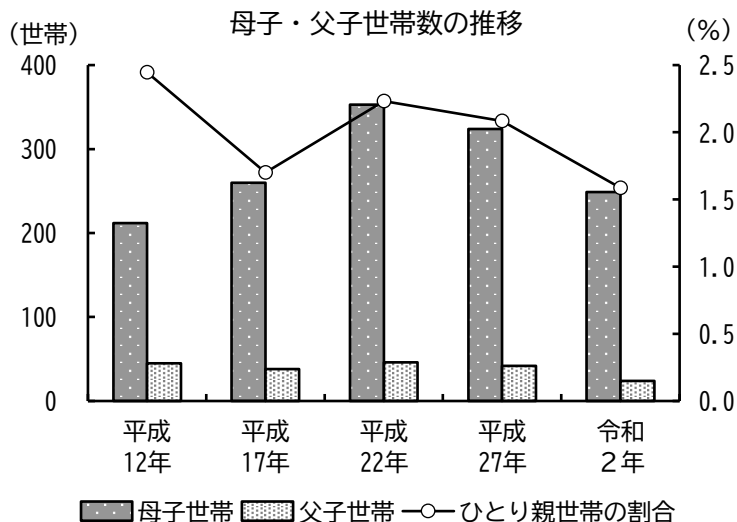
母子・父子世帯の推移を見てみると、父子世帯においては、平成12年以降ほぼ横ばいになっていましたが、令和2年に半数近く減少しました。母子世帯においては、平成12年以降増加傾向が続いていましたが、平成27年以降減少に転じています。ひとり親世帯の割合の推移を見てみると、減少傾向となっています。

母子・父子世帯数の推移

単位：世帯

年次	母子世帯	父子世帯
平成12年	212	45
平成17年	260	38
平成22年	353	46
平成27年	324	42
令和2年	249	24

資料：国勢調査



(9) 女性の就業率の推移

女性の年齢別による就業率の推移は、いずれも30歳代前半で一度落ち込み、その後40歳代後半までは、再度上昇する傾向となっています。

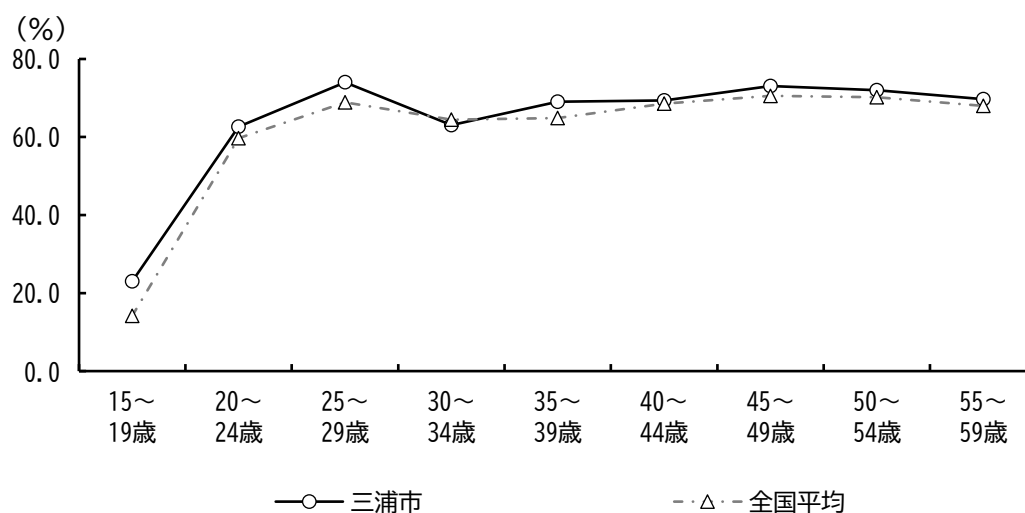
令和2年における三浦市の女性の就業率は、30～34歳を除いた全年齢階層において、全国平均を上回っています。

単位：％

区分	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 2 年 全国平均
15～19 歳	16.2	15.7	23.0	14.2
20～24 歳	62.4	61.7	62.6	59.7
25～29 歳	69.2	69.0	74.0	68.9
30～34 歳	59.9	65.0	63.0	64.5
35～39 歳	60.2	66.0	69.1	64.9
40～44 歳	65.9	69.5	69.4	68.5
45～49 歳	71.7	73.4	73.1	70.6
50～54 歳	68.5	72.8	72.0	70.2
55～59 歳	60.8	66.6	69.7	68.0

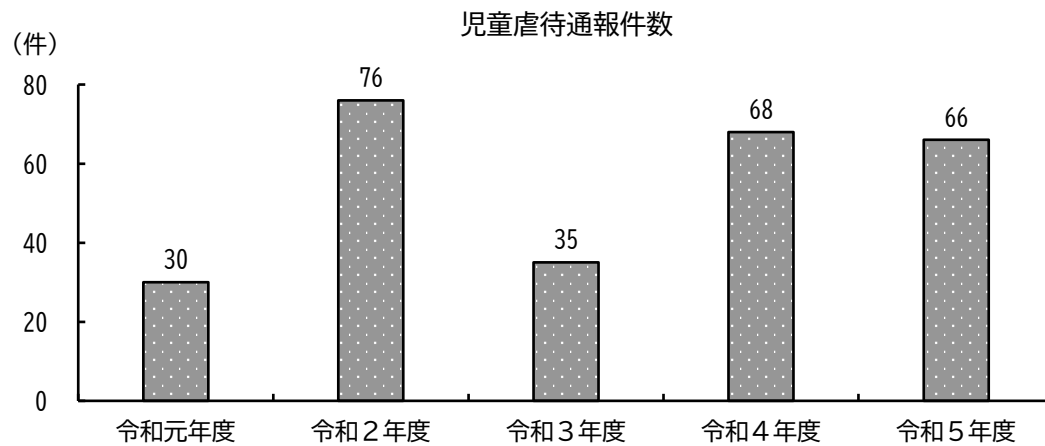
資料：国勢調査

令和2年の三浦市の女性の就業率と全国平均の比較



(10) 児童虐待通報件数

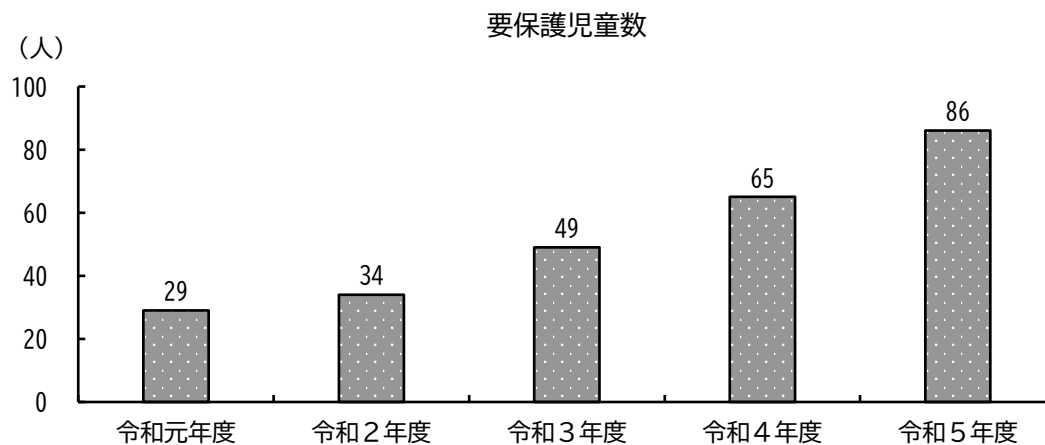
本市の児童虐待通報件数は増減を繰り返しており、令和5年度に66件となっています。



資料：庁内資料

(11) 要保護児童数

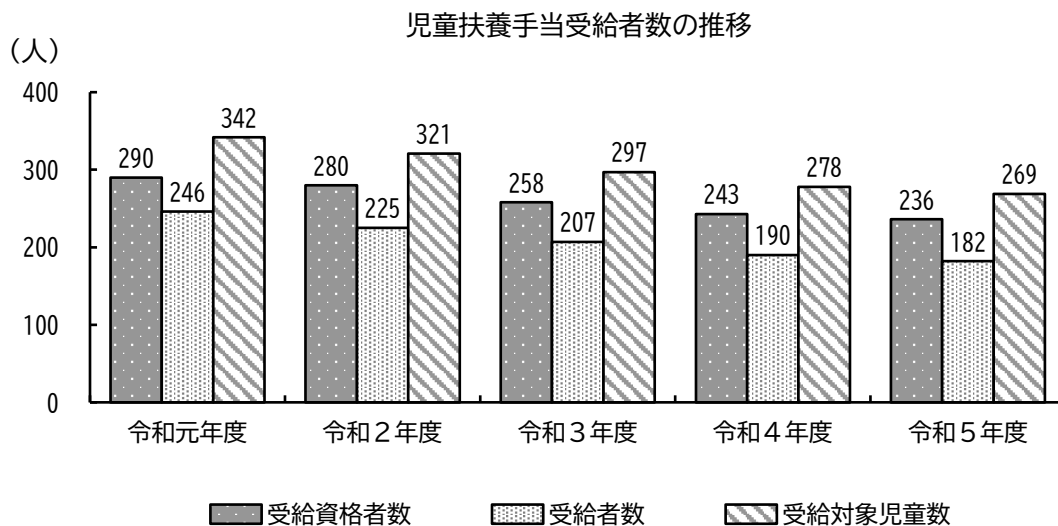
本市の要保護児童数は増加しており、令和5年度で86人となっています。



資料：庁内資料

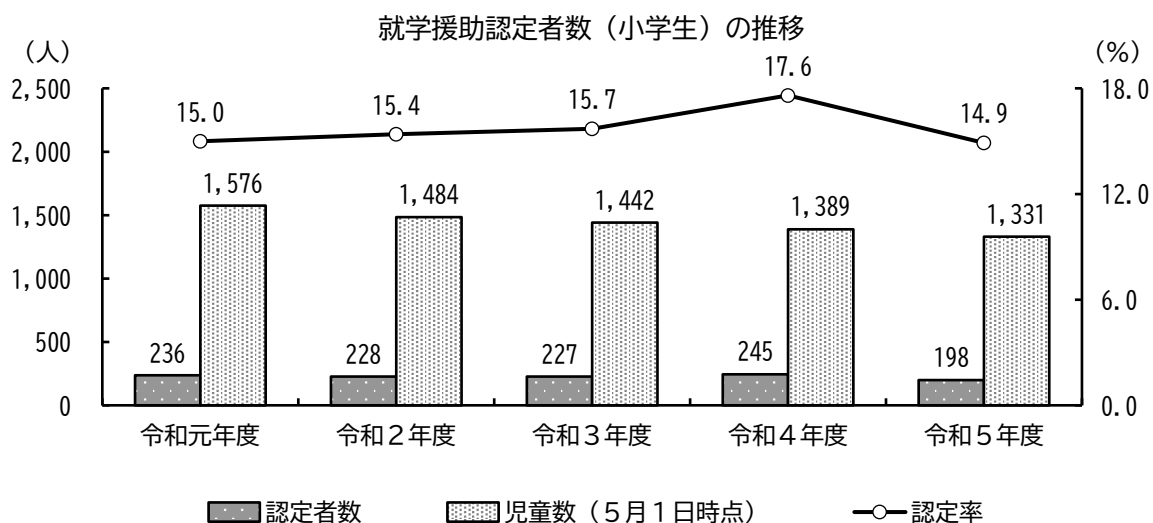
(12) 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は減少傾向にあり、令和5年度で受給者数が182人、受給対象児童数が269人となっています。



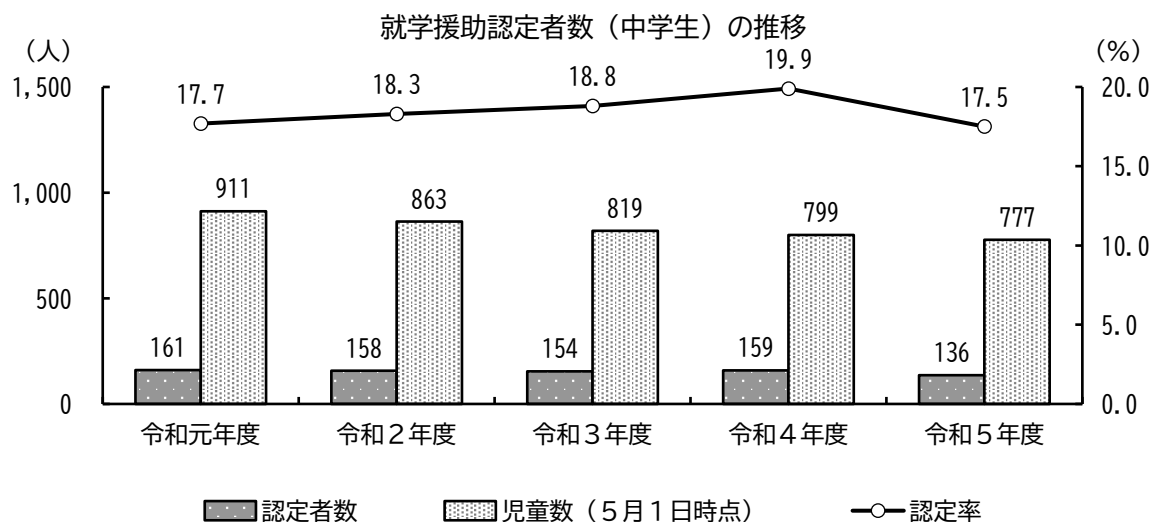
(13) 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年度で認定者数は198人、認定率は14.9%となっています。



(14) 就学援助認定者数（中学生）の推移

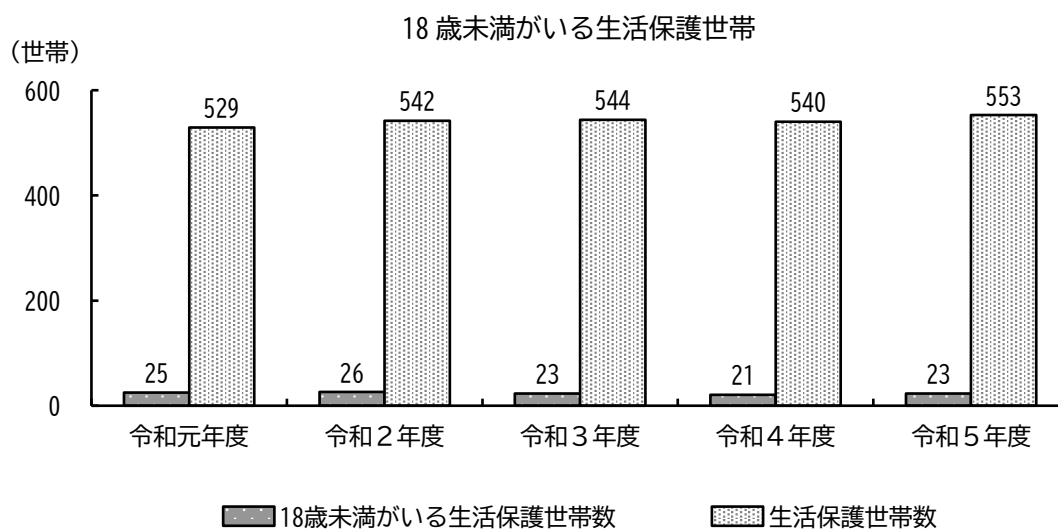
本市の中学生における就学援助認定者数は減少しており、令和5年度で認定者数は136人、認定率は17.5%となっています。



資料：庁内資料

(15) 18歳未満がいる生活保護世帯

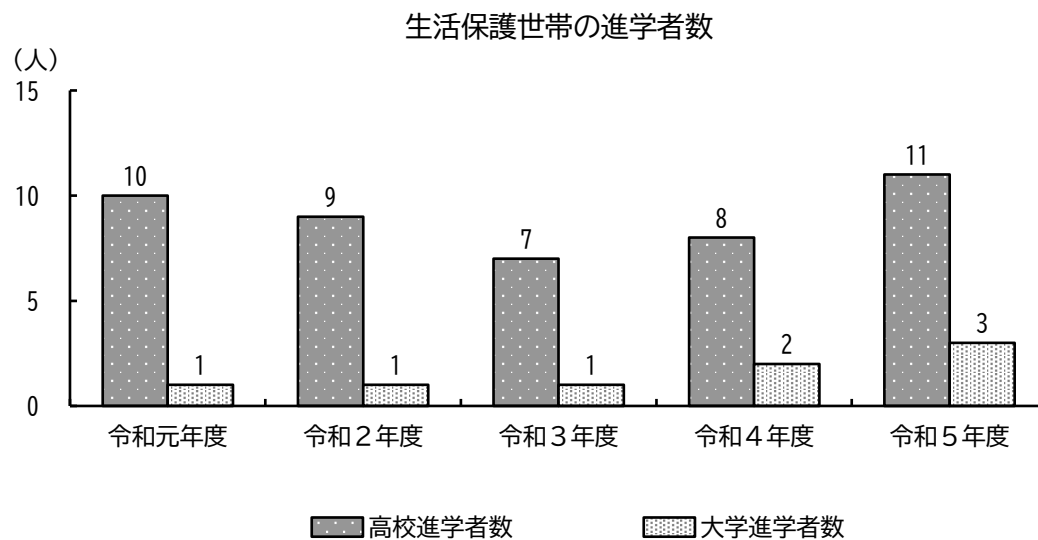
本市の18歳未満がいる生活保護世帯はほぼ横ばいで推移しており、令和5年度で23世帯となっています。



資料：庁内資料

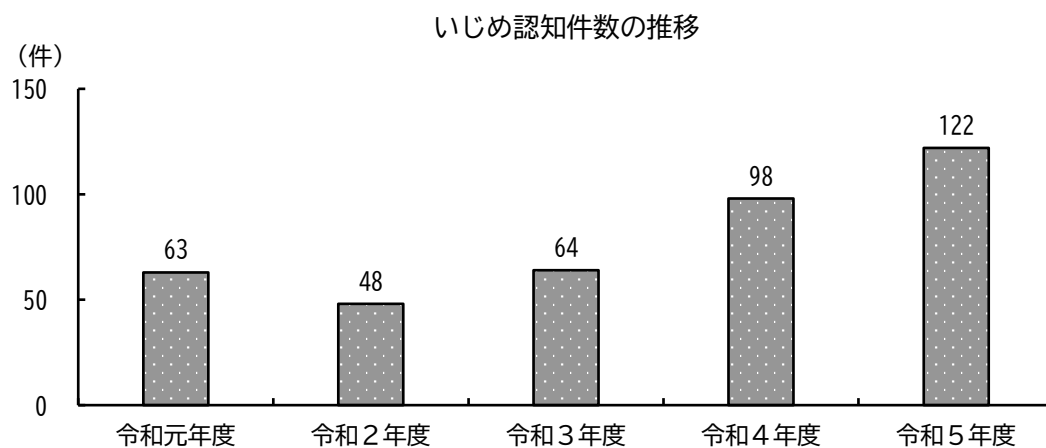
(16) 生活保護世帯の進学者数

本市の生活保護世帯の進学者数は増加傾向にあり、令和5年度で高校進学者数は11人、大学進学者数は3人となっています。



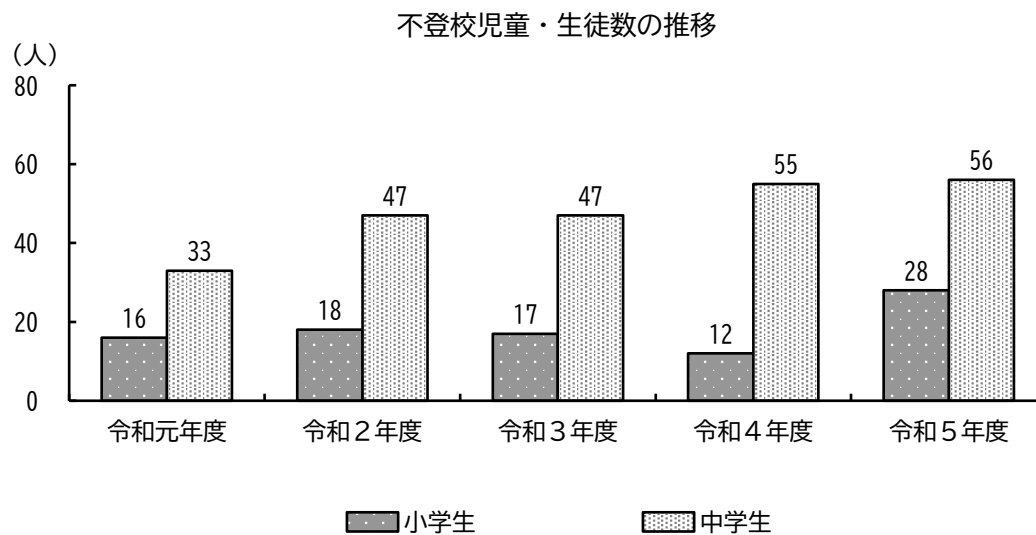
(17) いじめ認知件数の推移

本市のいじめ認知件数は増加傾向にあり、令和5年度で122件となっています。



(18) 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度で小学生が28人、中学生は56人となっています。



2 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査

(1) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査の概要

① 調査の目的

本調査は、「三浦市こども計画」策定に当たり、計画に内包する子ども・子育て支援事業計画における需要量の見込みを設定するうえでの基礎資料とするため、また、こども計画を策定するうえで必要な資料とすることを目的として実施したものです。

② 調査対象

住民基本台帳から無作為抽出（世帯重複がないよう抽出）

就学前児童の保護者：本市在住の就学前児童の保護者

小学生の保護者：本市の小学校に通う小学生の保護者

③ 調査期間

令和6年7月～令和5年8月

④ 調査方法

郵送配付・回収

⑤ 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	750通	334通	44.5%
小学生の保護者	750通	291通	38.8%

⑥ 調査結果の表示方法

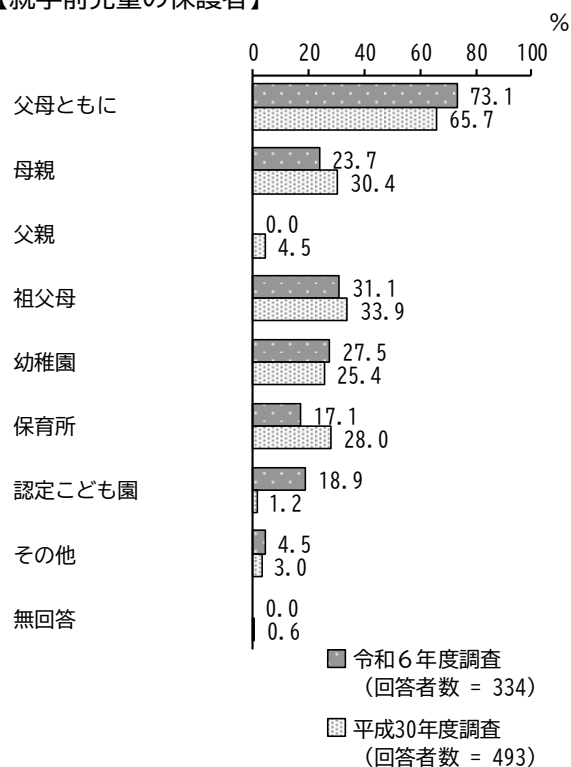
- ・ 回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・ 複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。

(2) 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果

① 子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人

「父母ともに」の割合が73.1%と最も高く、【就学前児童の保護者】次いで「祖父母」の割合が31.1%、「幼稚園」の割合が27.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「父母ともに」「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「母親」「保育所」の割合が減少しています。

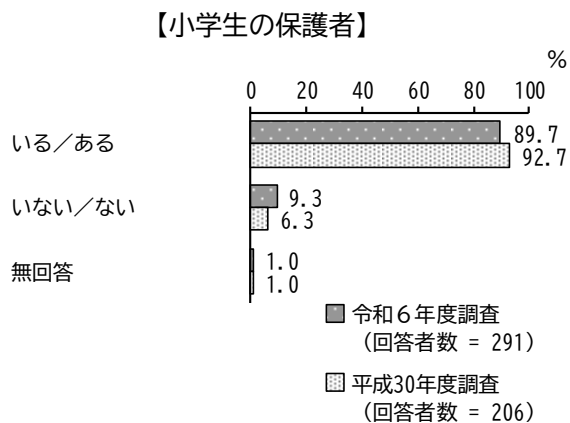
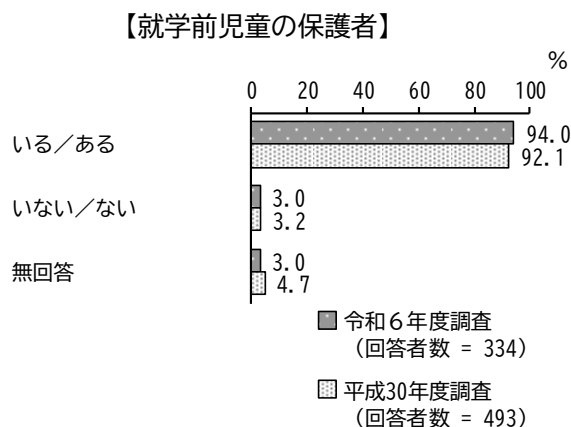


② 子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無

就学前児童の保護者では、「いる／ある」の割合が94.0%、「いない／ない」の割合が3.0%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

小学生の保護者では、「いる／ある」の割合が89.7%、「いない／ない」の割合が9.3%となっています。



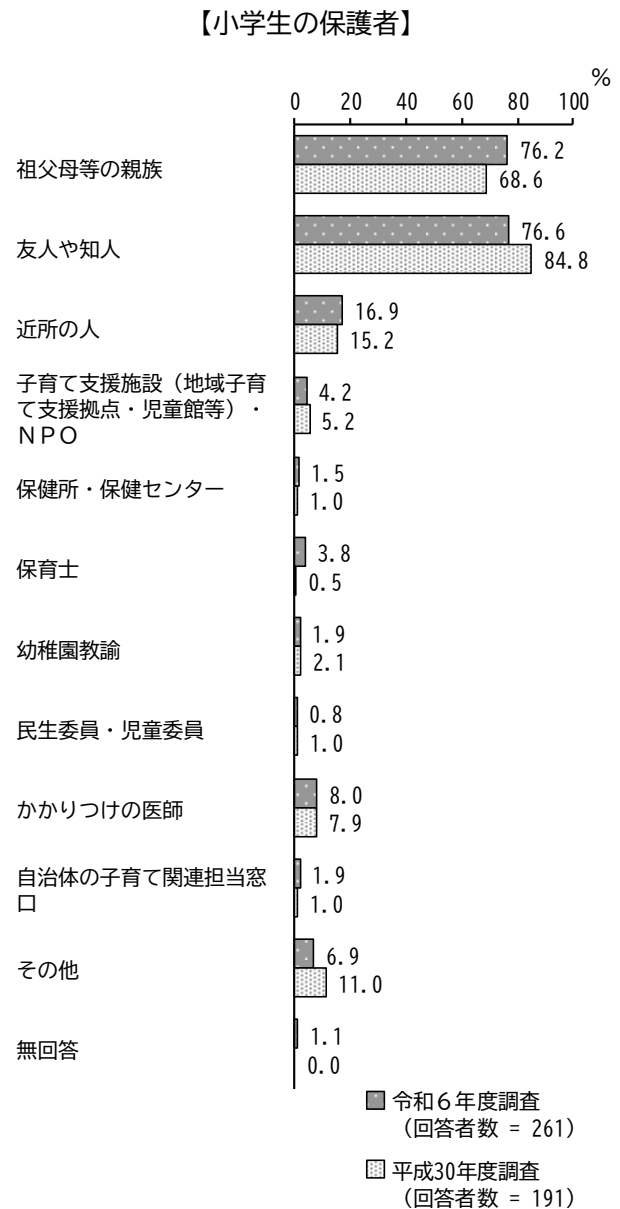
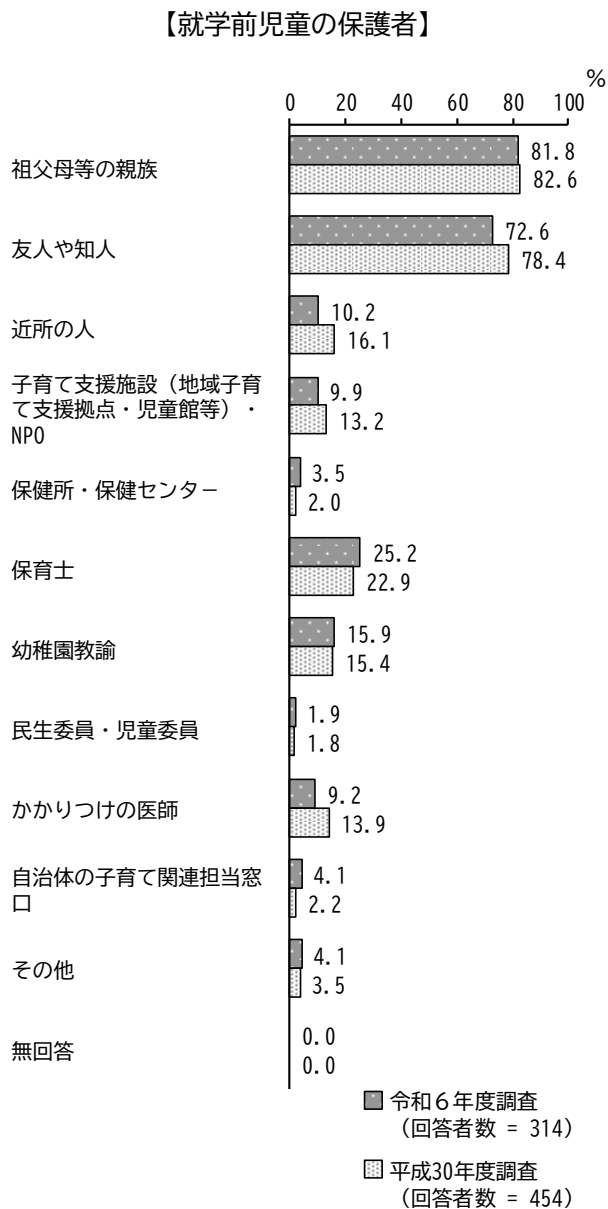
③ 子育てについて気軽に相談できる人・場所

就学前児童の保護者では、「祖父母等の親族」の割合が81.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が72.6%、「保育士」の割合が25.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「友人や知人」「近所の人」の割合が減少しています。

小学生の保護者では、「友人や知人」の割合が76.6%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合が76.2%、「近所の人」の割合が16.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」の割合が増加しています。一方、「友人や知人」の割合が減少しています。



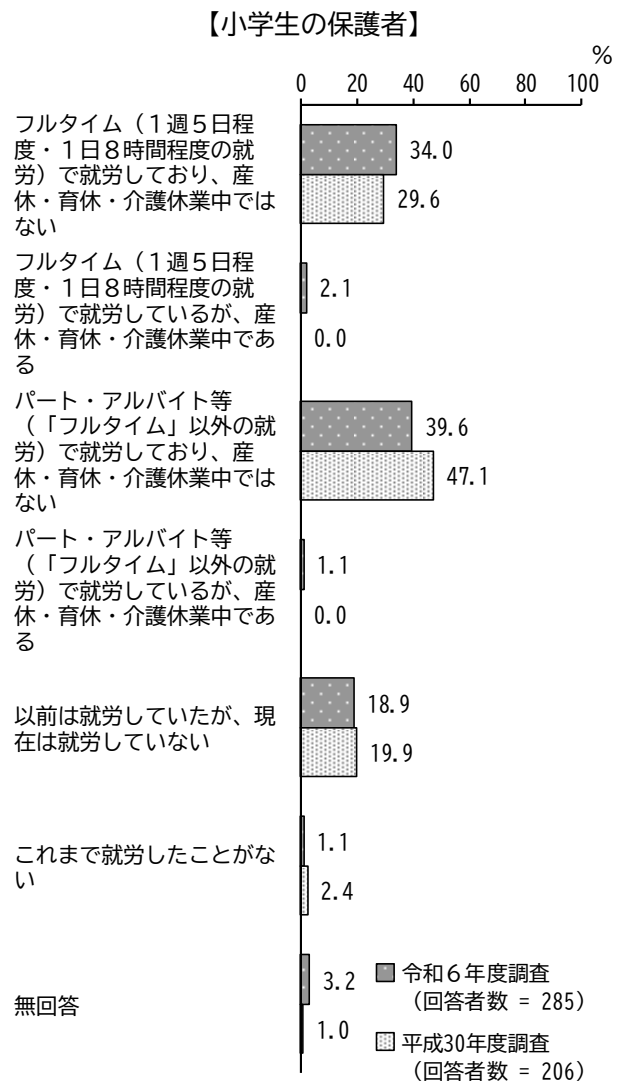
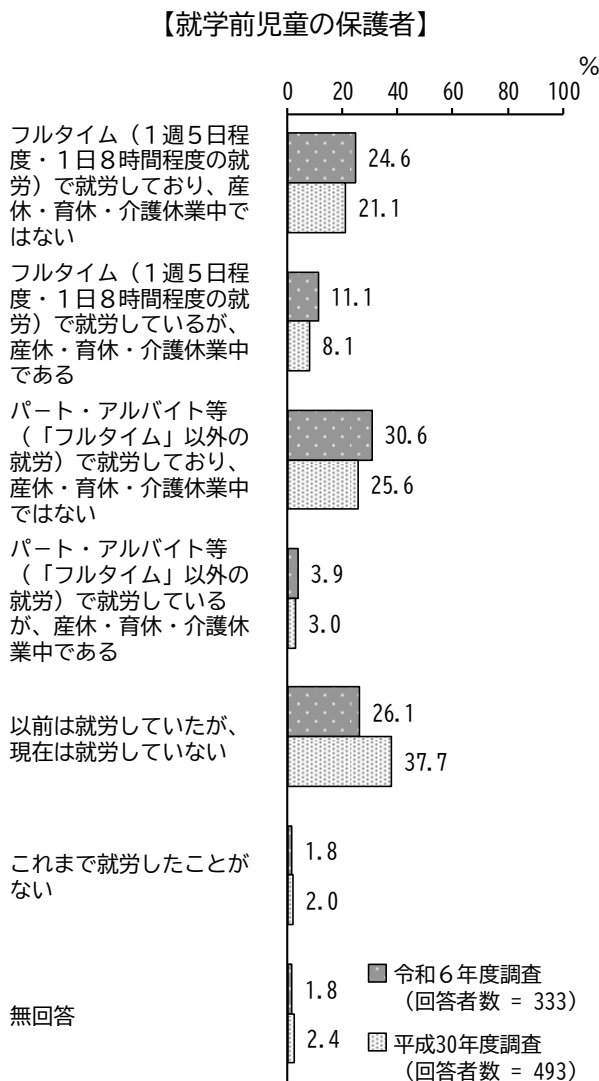
④ 母親の就労状況

就学前児童の保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が30.6%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が26.1%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が24.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。一方、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。

小学生の保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が39.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が34.0%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が18.9%となっています。

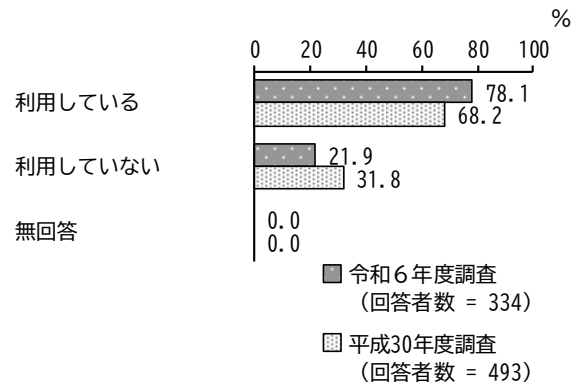
平成30年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。



⑤ 定期的な教育・保育の事業の利用状況

就学前児童の保護者では、「利用している」の【就学前児童の保護者】割合が78.1%、「利用していない」の割合が21.9%となっています。

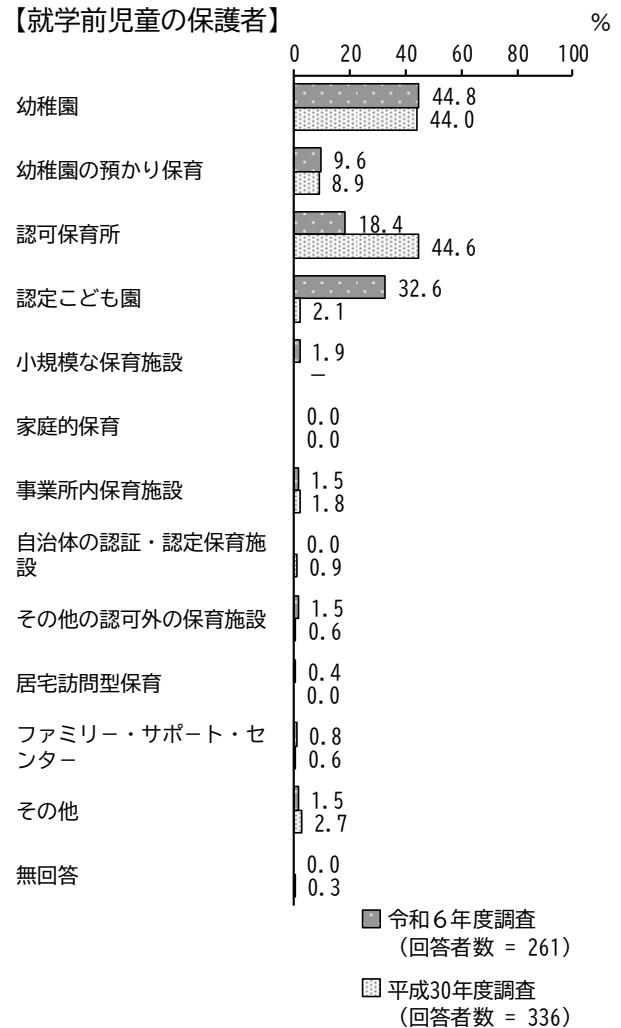
平成30年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しています。



⑥ 利用している教育・保育の事業

就学前児童の保護者では、「幼稚園」の割合が44.8%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が32.6%、「認可保育所」の割合が18.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「認可保育所」の割合が減少しています。



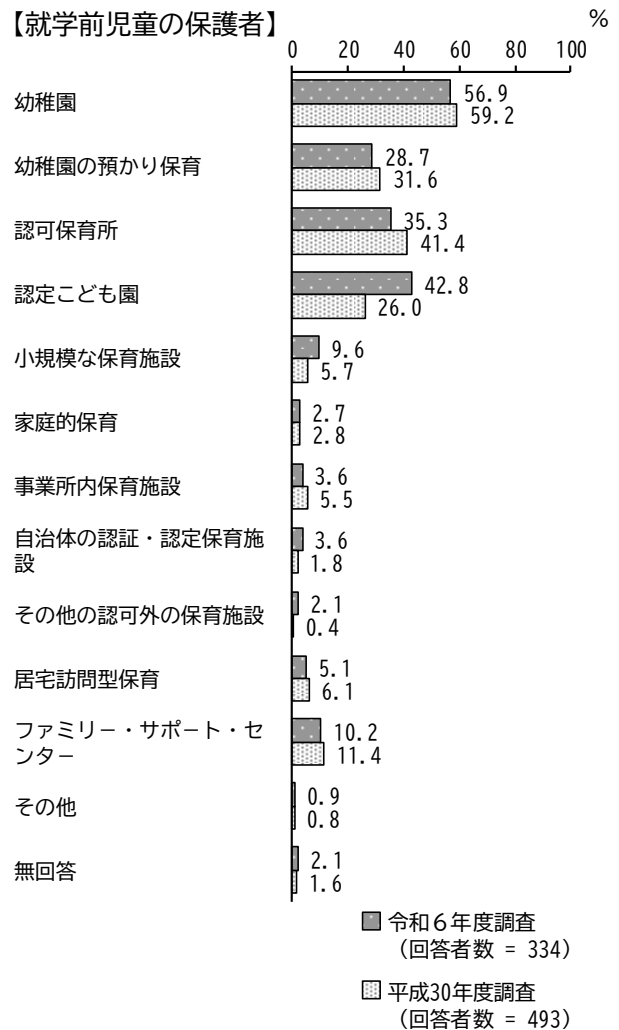
※ 前回調査では、「小規模な保育施設」の選択肢はありませんでした。

⑦ 利用したい教育・保育の事業

就学前児童の保護者では、「幼稚園」の割合が56.9%と最も高く、次いで「認定こども園」の割合が42.8%、「認可保育所」の割合が35.3%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」の割合が増加しています。一方、「認可保育所」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】

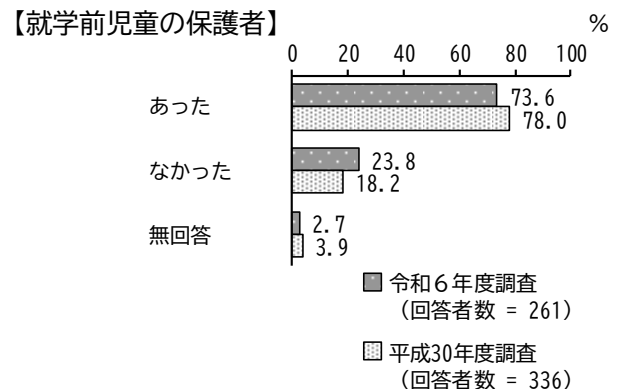


⑧ 病気やケガで通常の事業が利用できなかった経験

就学前児童の保護者では、「あった」の割合が73.6%、「なかった」の割合が23.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「なかった」の割合が増加しています。

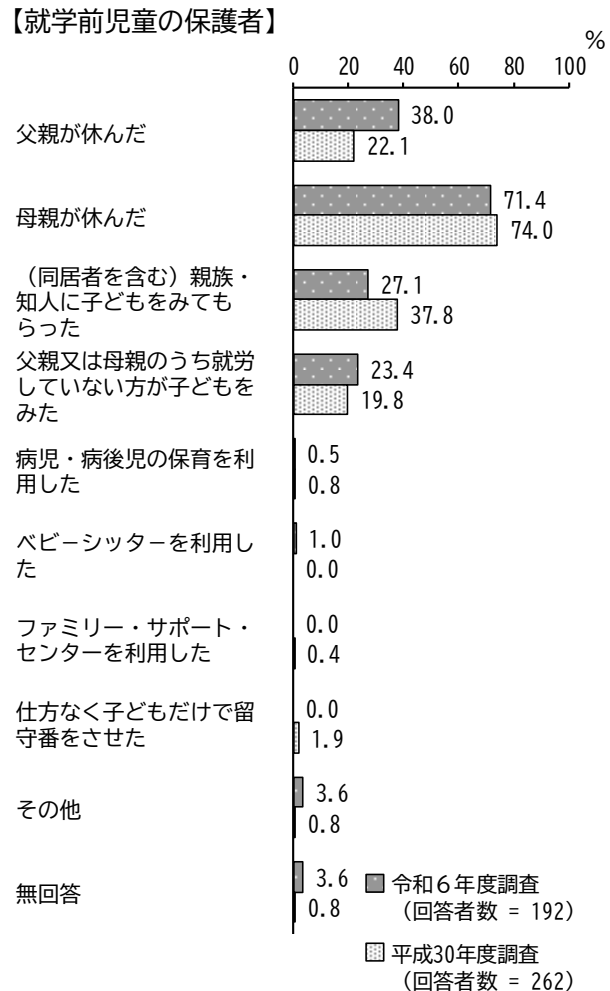
【就学前児童の保護者】



⑨ 病気やケガで通常の事業が利用できなかった場合の対処方法

就学前児童の保護者では、「母親が休んだ」の割合が71.4%と最も高く、次いで「父親が休んだ」の割合が38.0%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が27.1%となっています。

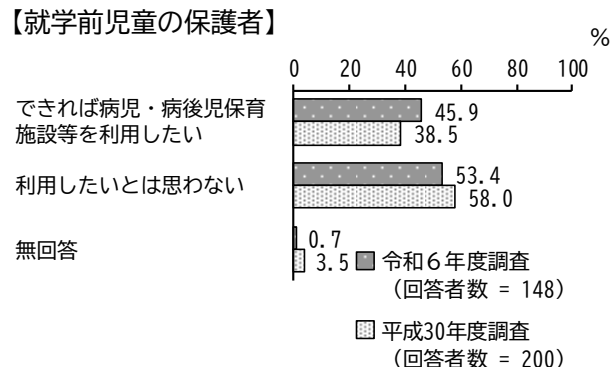
平成30年度調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が増加しています。一方、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が減少しています。



⑩ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が45.9%、「利用したいとは思わない」の割合が53.4%となっています。

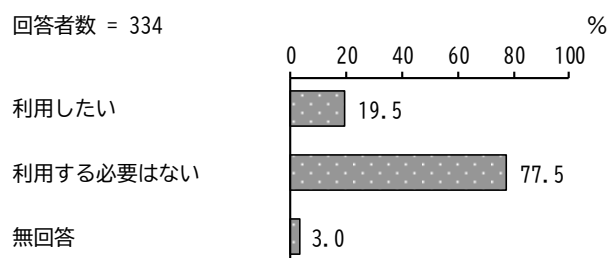
平成30年度調査と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合が増加しています。



⑪ 短期入所生活援助事業の利用希望

「利用したい」の割合が19.5%、「利用する必要はない」の割合が77.5%となっています。

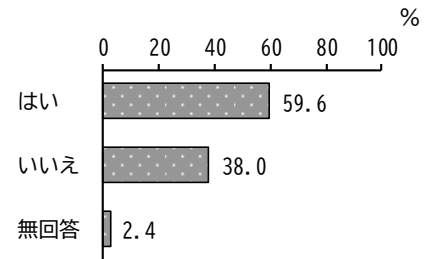
回答者数 = 334



⑫ こども誰でも通園制度の利用希望

「はい」の割合が59.6%、「いいえ」の割合が38.0%【就学前児童の保護者】
割合が38.0%となっています。

回答者数 = 334



⑬ 放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごし方

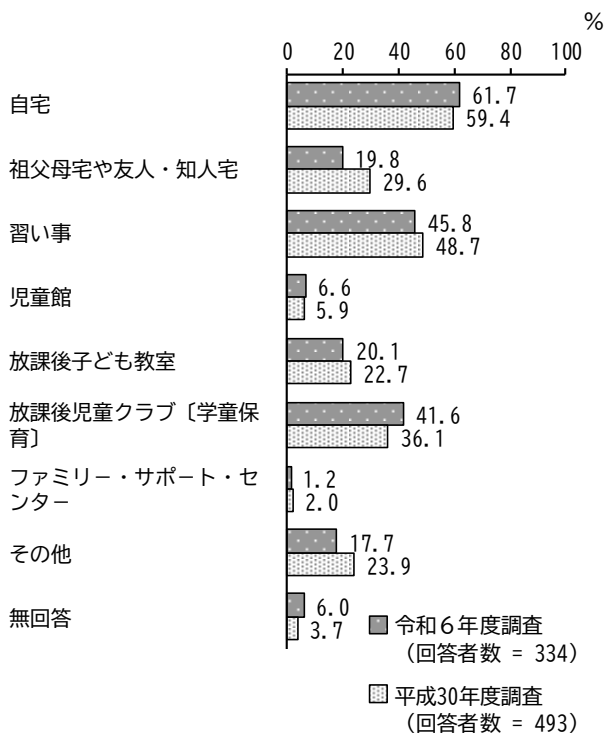
就学前児童の保護者では、「自宅」の割合が61.7%と最も高く、次いで「習い事」の割合が45.8%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が41.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が減少しています。

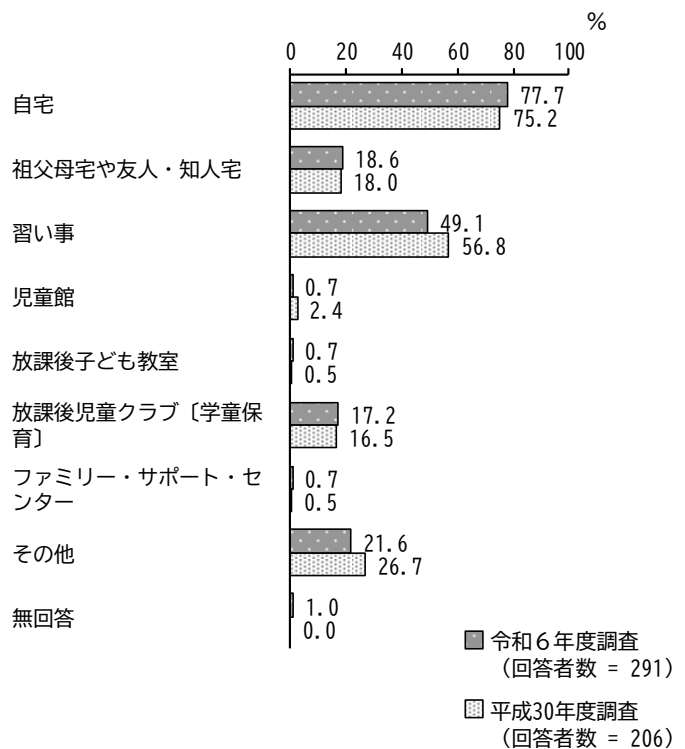
小学生の保護者では、「自宅」の割合が77.7%と最も高く、次いで「習い事」の割合が49.1%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が18.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「習い事」の割合が減少しています。

【就学前児童の母親】



【就学前児童の父親】

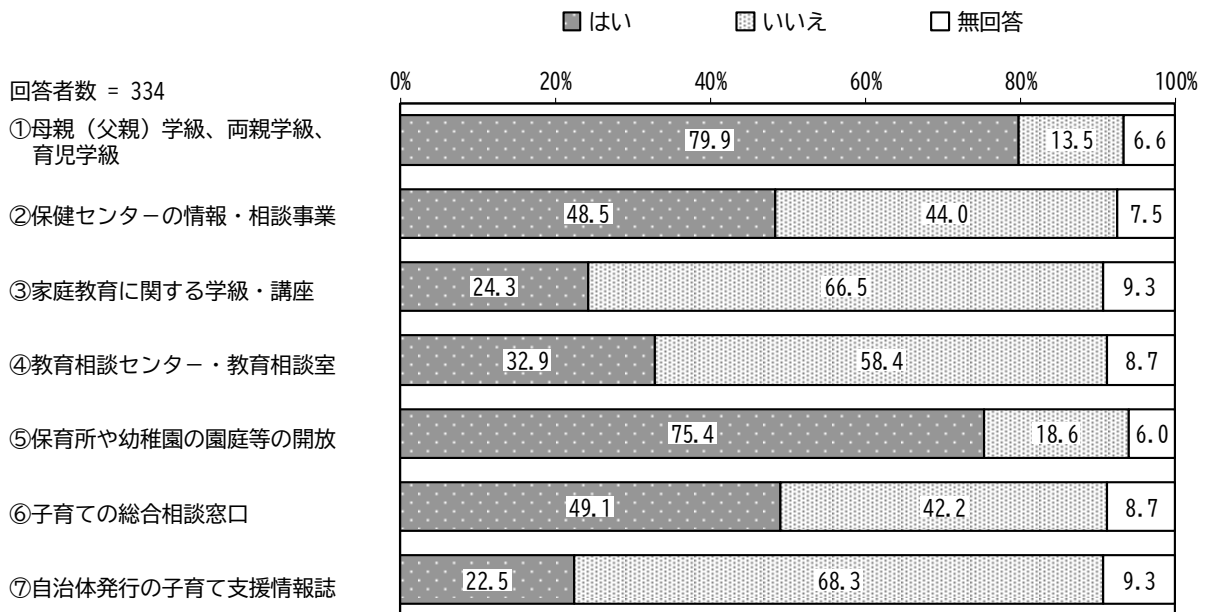


⑭ 市が実施している事業の認知状況

『①母親（父親）学級、両親学級、育児学級』、『⑤保育所や幼稚園の園庭等の開放』で「はい」の割合が高く、70%を超えています。

一方、『③家庭教育に関する学級・講座』、『⑦自治体発行の子育て支援情報誌』で「はい」の割合が低く、20%台となっています。

【就学前児童の保護者】



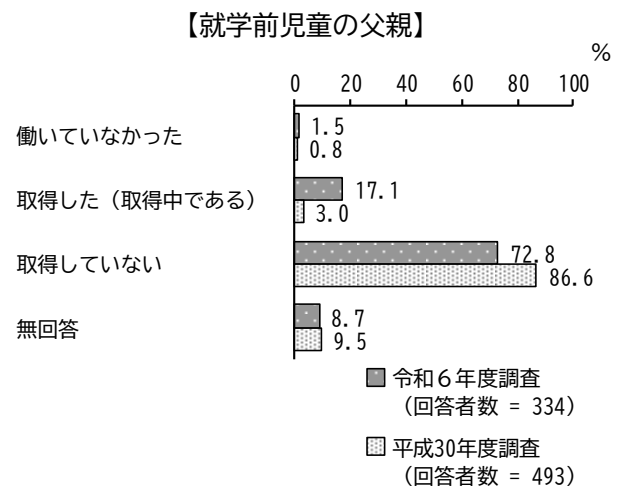
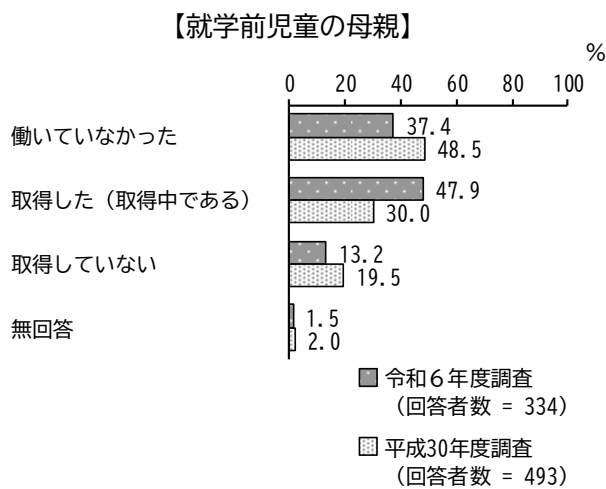
⑮ 育児休業の取得状況

就学前児童の保護者の母親では、「取得した（取得中である）」の割合が47.9%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が37.4%、「取得していない」の割合が13.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」「取得していない」の割合が減少しています。

就学前児童の保護者の父親では、「取得していない」の割合が72.8%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が17.1%となっています。

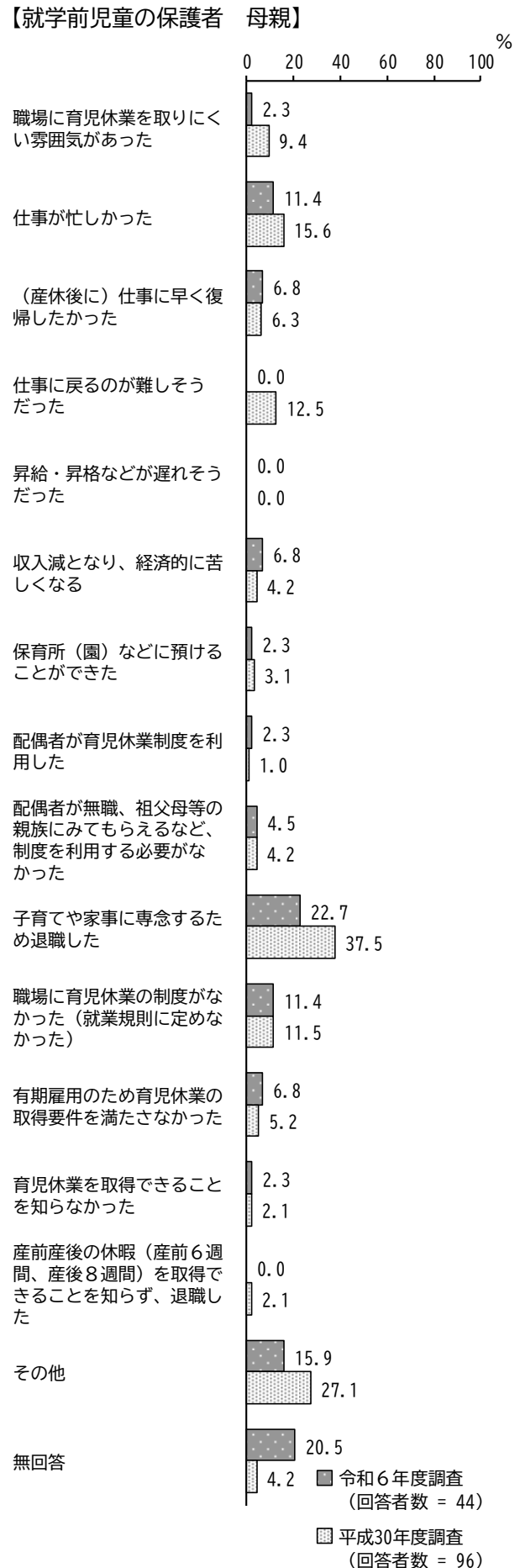
平成30年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「取得していない」の割合が減少しています。



⑯ 育児休業を取得していない理由

就学前児童の保護者の母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が22.7%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めなかった）」の割合が11.4%となっています。

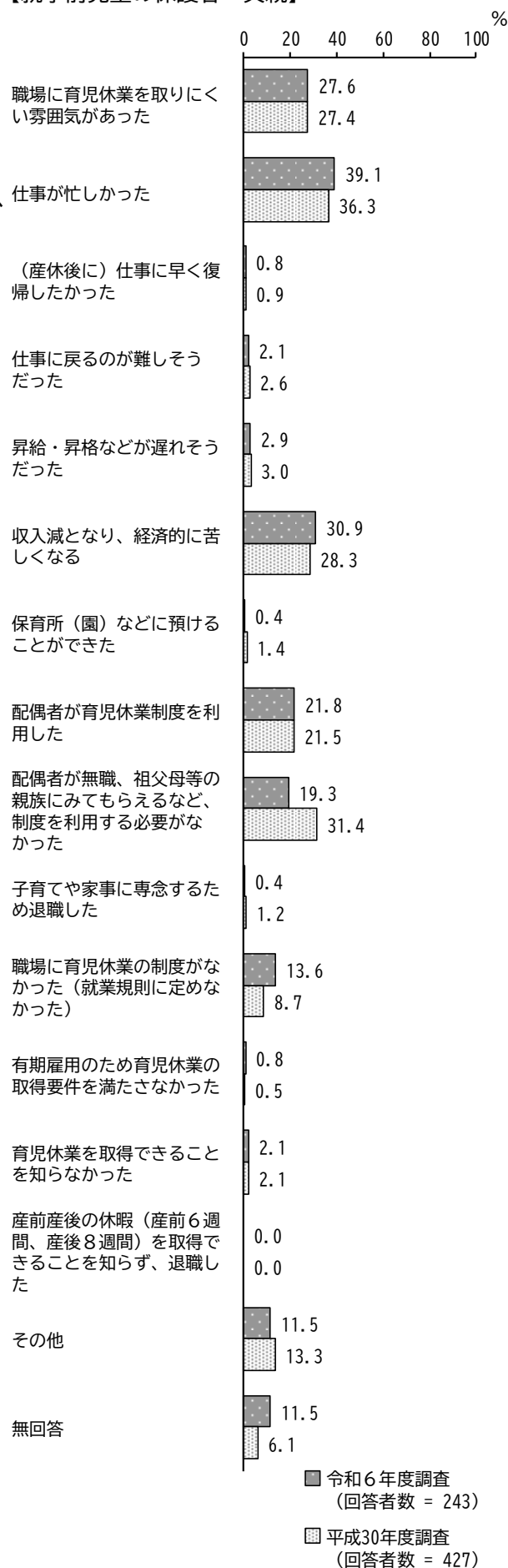
平成30年度調査と比較すると、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「仕事に戻るのが難しそうだった」「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が減少しています。



就学前児童の保護者の父親では、「仕事が忙しかった」の割合が39.1%と最も高く、次いで「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が30.9%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が27.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が減少しています。

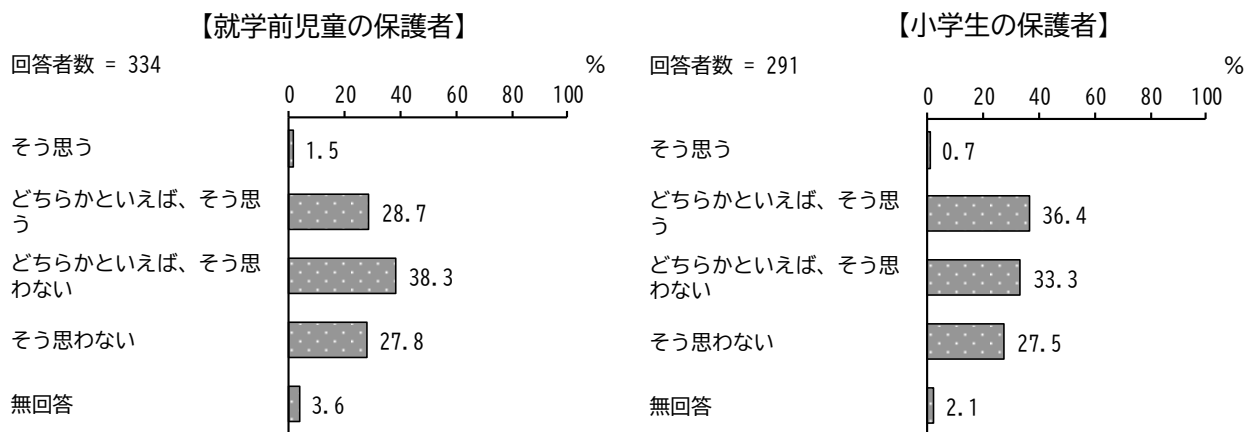
【就学前児童の保護者 父親】



⑪ 障害のあるこども・若者等の地域社会への参加・包容が推進されているか

就学前児童の保護者では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が38.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」の割合が28.7%、「そう思わない」の割合が27.8%となっています。

小学生の保護者では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が36.4%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が33.3%、「そう思わない」の割合が27.5%となっています。

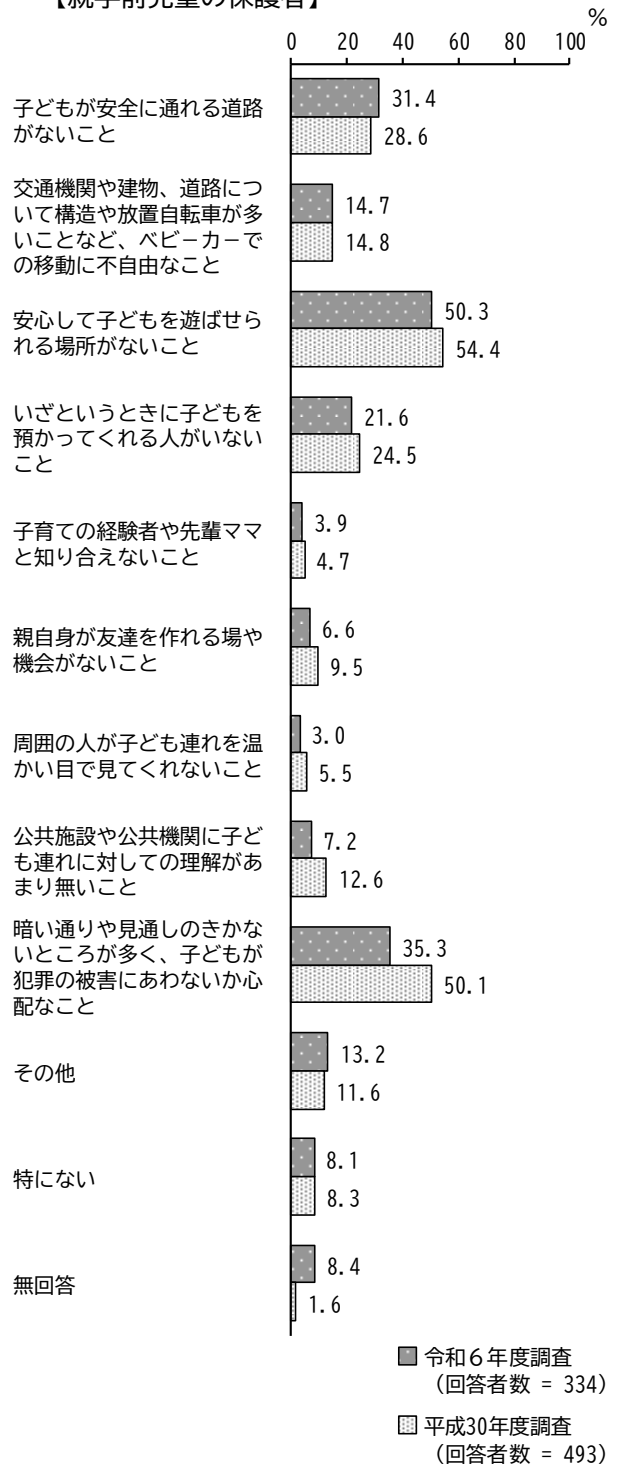


⑱ 子育てで困っていること

就学前児童の保護者では、「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」の割合が50.3%と最も高く、次いで「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」の割合が35.3%、「子どもが安全に通れる道路がないこと」の割合が31.4%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「公共施設や公共機関に子ども連れに対しての理解があまり無いこと」「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」の割合が減少しています。

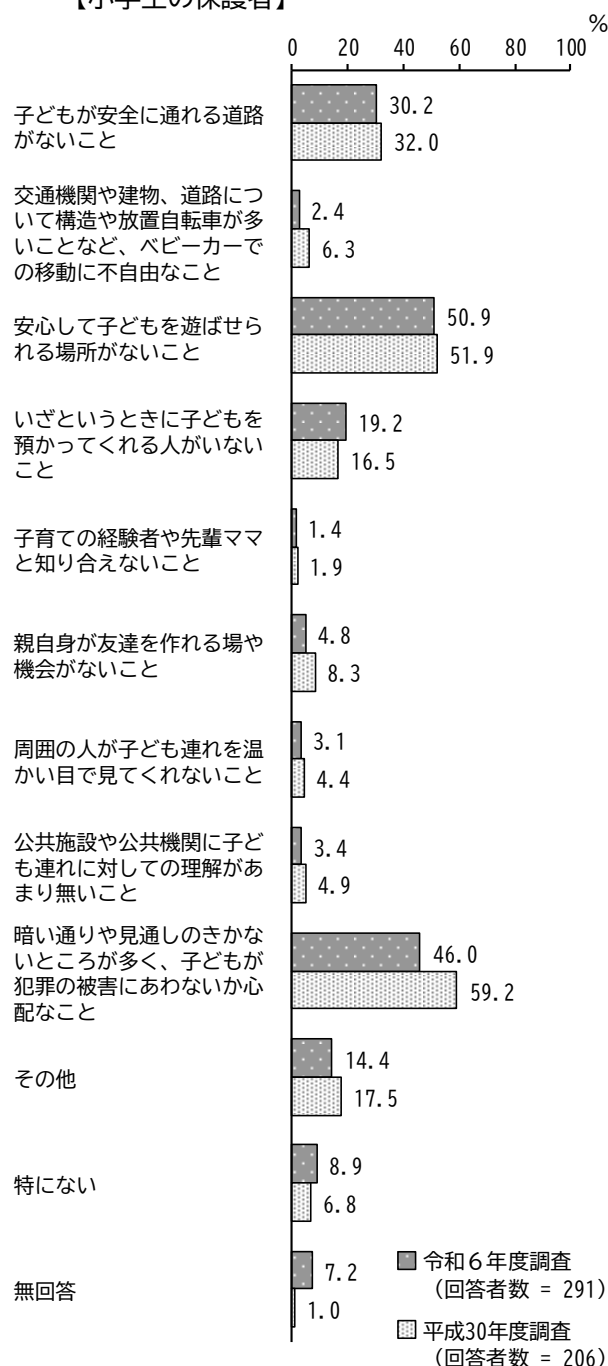
【就学前児童の保護者】



「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」の割合が50.9%と最も高く、次いで「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」の割合が46.0%、「子どもが安全に通れる道路がないこと」の割合が30.2%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」の割合が減少しています。

【小学生の保護者】



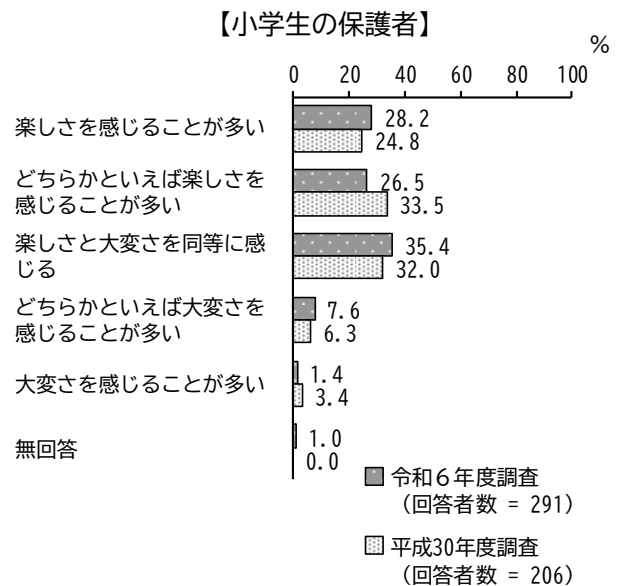
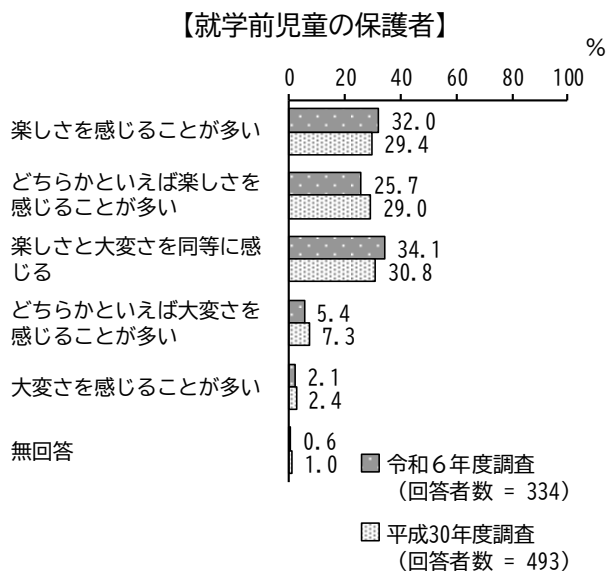
⑱ 現在、子育てをしていて、楽しさと大変さのどちらを感じるか

就学前児童の保護者では、「楽しさと大変さを同等に感じる」の割合が34.1%と最も高く、次いで「楽しさを感じることが多い」の割合が32.0%、「どちらかといえば楽しさを感じるが多い」の割合が25.7%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

小学生の保護者では、「楽しさと大変さを同等に感じる」の割合が35.4%と最も高く、次いで「楽しさを感じることが多い」の割合が28.2%、「どちらかといえば楽しさを感じるが多い」の割合が26.5%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「どちらかといえば楽しさを感じるが多い」の割合が減少しています。



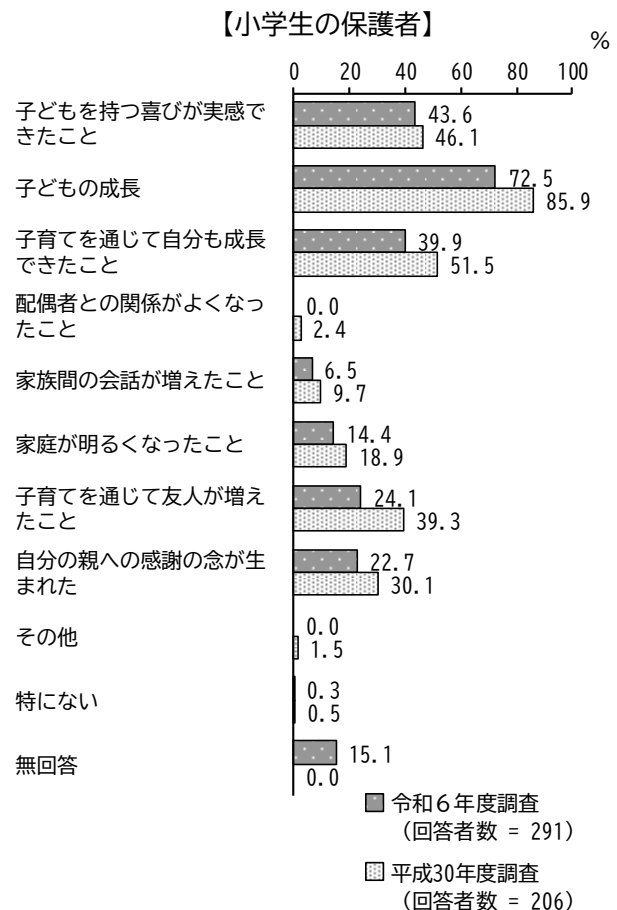
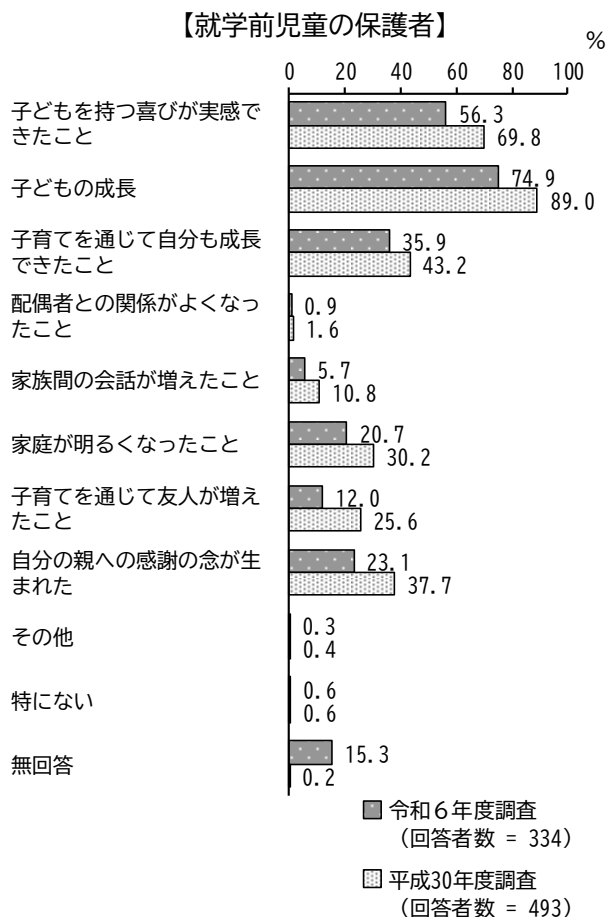
⑳ 子育てをしてよかったこと、嬉しかったこと

就学前児童の保護者では、「子どもの成長」の割合が74.9%と最も高く、次いで「子どもを持つ喜びが実感できたこと」の割合が56.3%、「子育てを通じて自分も成長できたこと」の割合が35.9%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「子どもを持つ喜びが実感できたこと」「子どもの成長」「子育てを通じて自分も成長できたこと」「家族間の会話が増えたこと」「家庭が明るくなったこと」「子育てを通じて友人が増えたこと」「自分の親への感謝の念が生まれた」の割合が減少しています。

小学生の保護者では、「子どもの成長」の割合が72.5%と最も高く、次いで「子どもを持つ喜びが実感できたこと」の割合が43.6%、「子育てを通じて自分も成長できたこと」の割合が39.9%となっています。

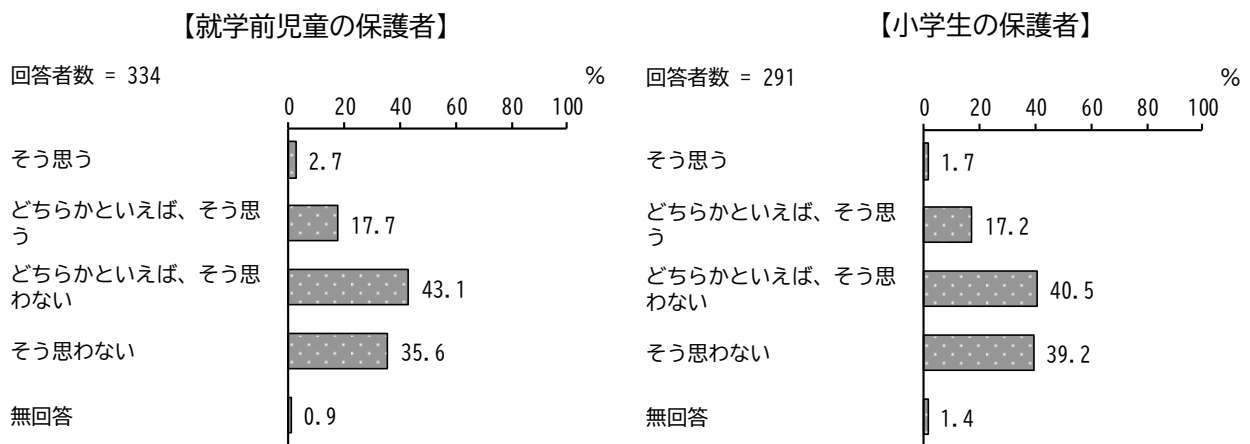
平成30年度調査と比較すると、「子どもの成長」「子育てを通じて自分も成長できたこと」「子育てを通じて友人が増えたこと」「自分の親への感謝の念が生まれた」の割合が減少しています。



②① こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が十分にあると思うか

就学前児童の保護者では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が43.1%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が35.6%、「どちらかといえば、そう思う」の割合が17.7%となっています。

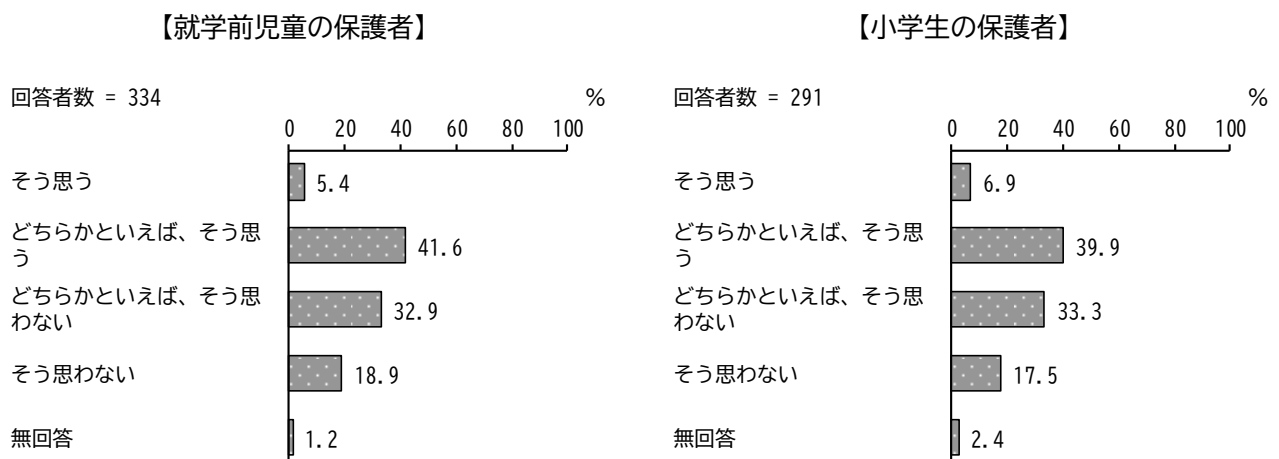
小学生の保護者では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が40.5%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が39.2%、「どちらかといえば、そう思う」の割合が17.2%となっています。



②② 子育てが地域で実施されているかの状況

就学前児童の保護者では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が41.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が32.9%、「そう思わない」の割合が18.9%となっています。

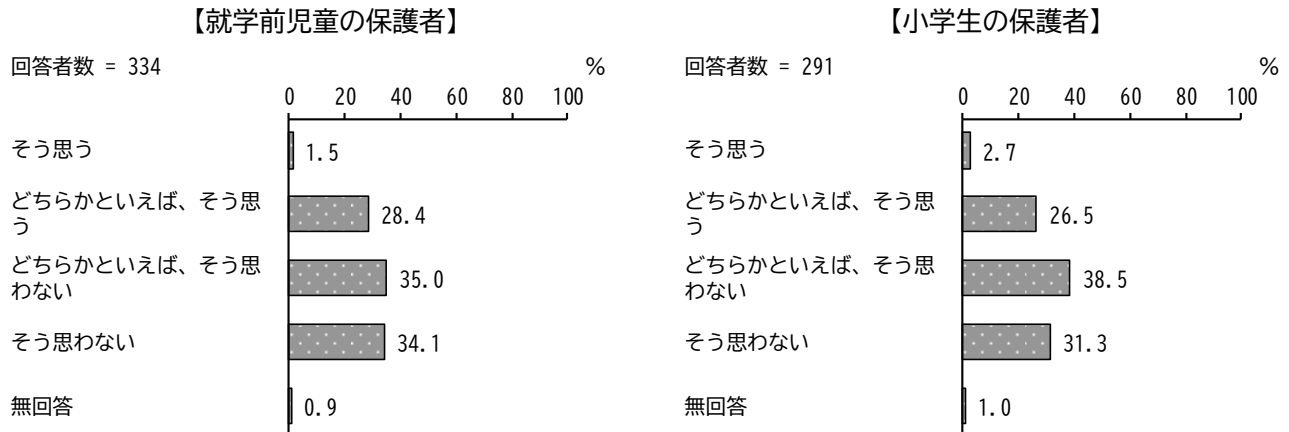
小学生の保護者では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が39.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が33.3%、「そう思わない」の割合が17.5%となっています。



㉓ こどもまんなか社会の実現に向かっていていると思うか

就学前児童の保護者では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が35.0%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が34.1%、「どちらかといえば、そう思う」の割合が28.4%となっています。

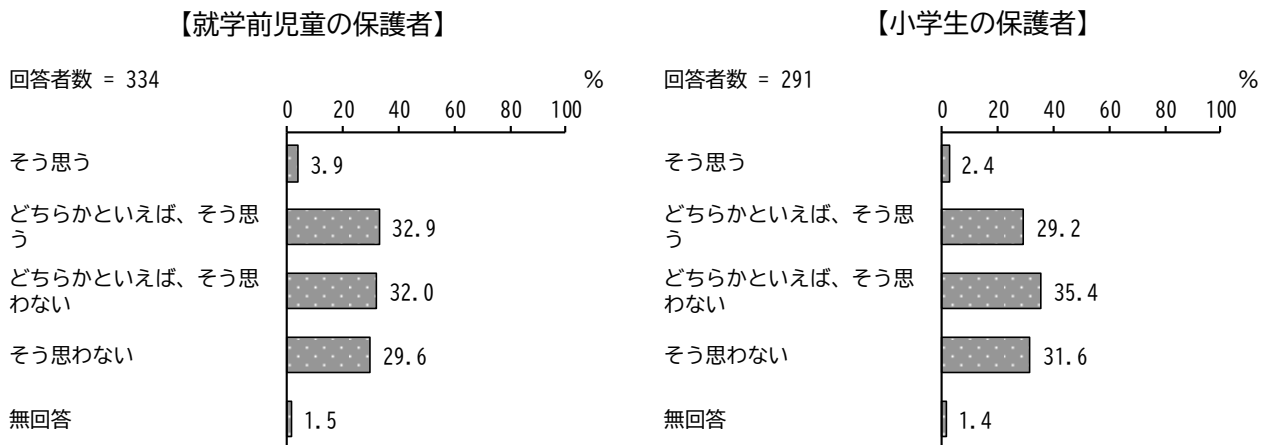
小学生の保護者では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が38.5%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が31.3%、「どちらかといえば、そう思う」の割合が26.5%となっています。



㉔ 結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっていていると思うか

就学前児童の保護者では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が32.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が32.0%、「そう思わない」の割合が29.6%となっています。

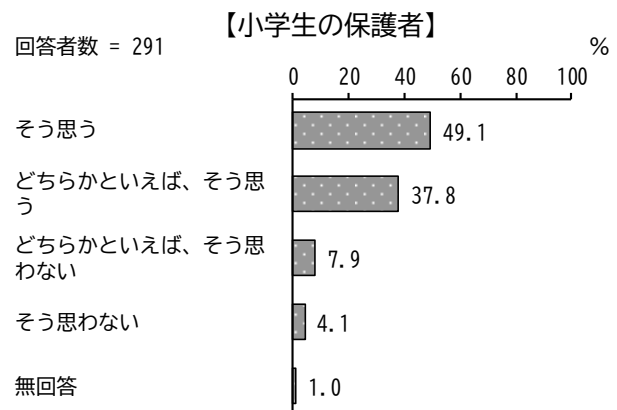
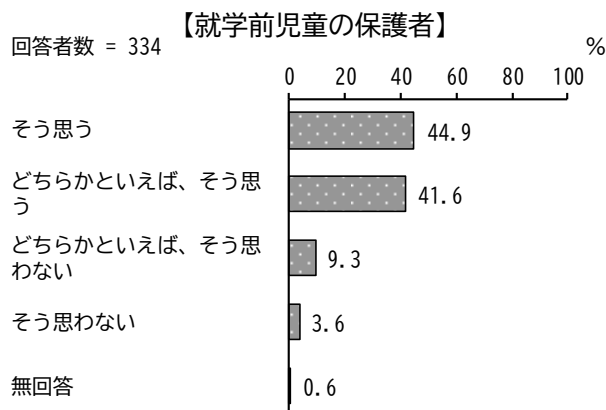
小学生の保護者では、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が35.4%と最も高く、次いで「そう思わない」の割合が31.6%、「どちらかといえば、そう思う」の割合が29.2%となっています。



㉔ 「学校は、こどもが安全に安心して過ごすことができる、こどもにとって大切な居場所の1つである」と思うか

就学前児童の保護者では、「そう思う」の割合が44.9%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」の割合が41.6%となっています。

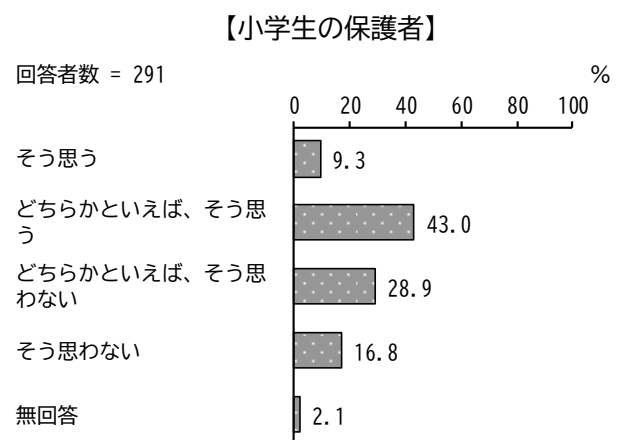
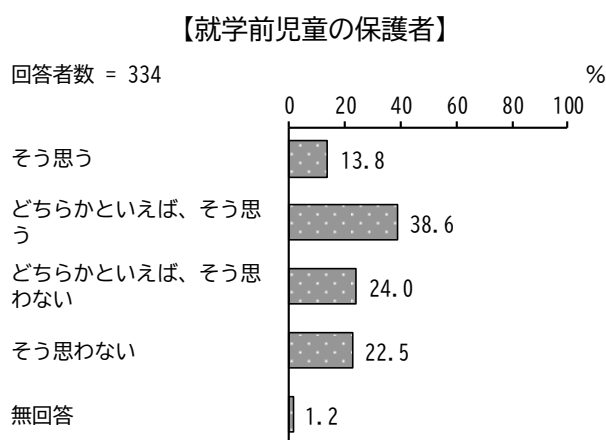
小学生の保護者では、「そう思う」の割合が49.1%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」の割合が37.8%となっています。



㉕ 社会において、共働き・共育てが推進されていると思うか

就学前児童の保護者では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が38.6%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が24.0%、「そう思わない」の割合が22.5%となっています。

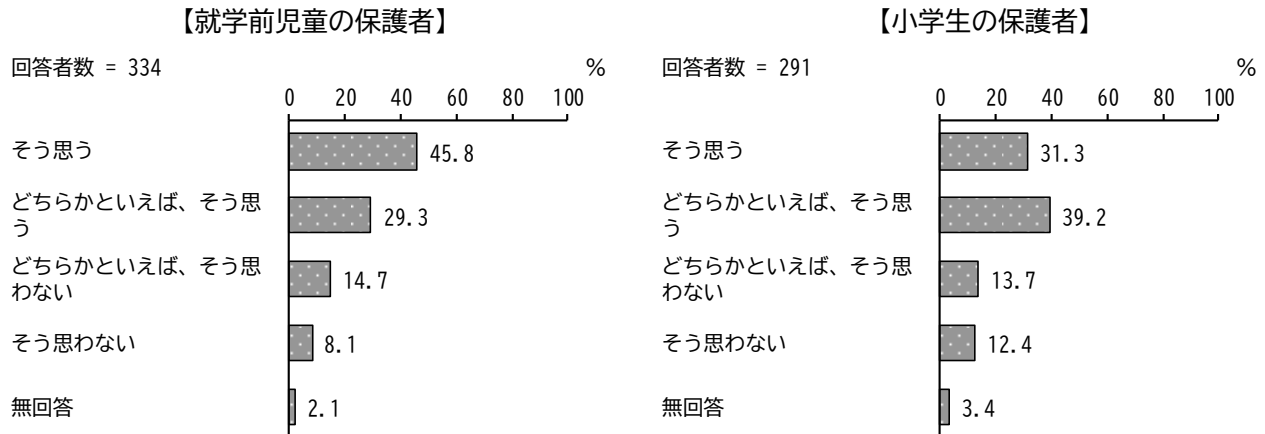
小学生の保護者では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が43.0%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思わない」の割合が28.9%、「そう思わない」の割合が16.8%となっています。



㉗ 妊娠・出産について満足しているか

就学前児童の保護者では、「そう思う」の割合が45.8%と最も高く、次いで「どちらかといえば、そう思う」の割合が29.3%、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が14.7%となっています。

小学生の保護者では、「どちらかといえば、そう思う」の割合が39.2%と最も高く、次いで「そう思う」の割合が31.3%、「どちらかといえば、そう思わない」の割合が13.7%となっています。



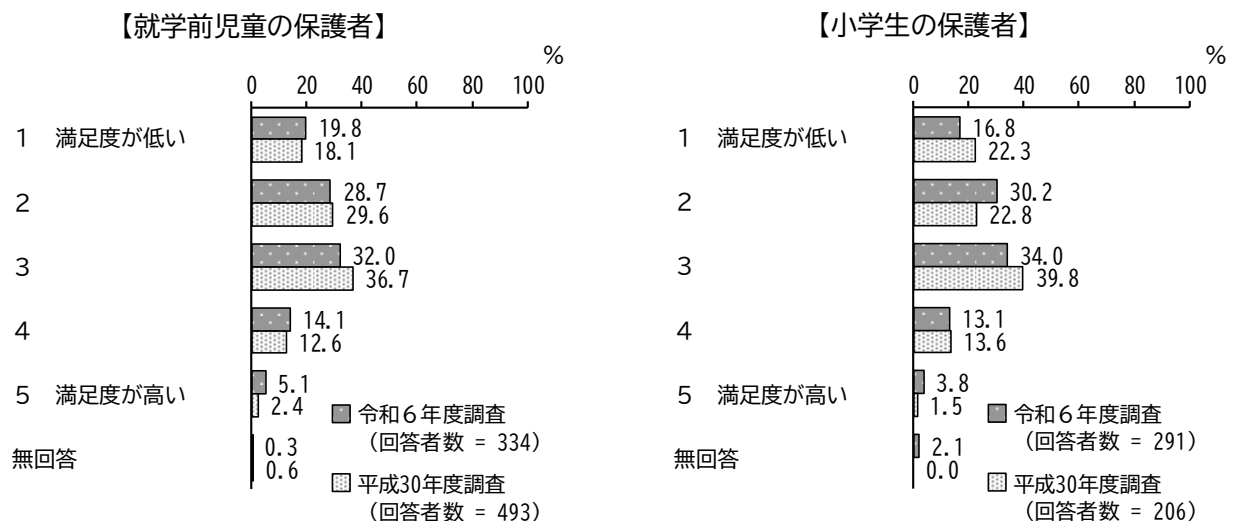
㉘ 子育ての環境や支援の満足度

就学前児童の保護者では、「3」の割合が32.0%と最も高く、次いで「2」の割合が28.7%、「1 満足度が低い」の割合が19.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

小学生の保護者では、「3」の割合が34.0%と最も高く、次いで「2」の割合が30.2%、「1 満足度が低い」の割合が16.8%となっています。

平成30年度調査と比較すると、「2」の割合が増加しています。一方、「1 満足度が低い」「3」の割合が減少しています。



※ 平成30年度調査では、「2」の選択肢が「満足度がやや低い」に、「3」の選択肢が「満足度は普通」に、「4」の選択肢が「満足度がやや高い」になっていました。

3 第2期計画の進捗状況

ここでは、令和2年度に策定した「第2期三浦市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間中に実施した事業の進捗状況を、令和4年度時点で評価し、7つの取り組みごとに整理しました。（なお、最終的には、令和5年度時点のものに更新します。）

【評価基準】

- S：目標を上回る
- A：目標達成もしくは順調進行
- B：目標を下回る
- C：未実施

（1）地域における子育ての支援

全24事業のうち、8割以上の20事業がA評価となっていますが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、子育てサークルやほっと＊はーと健康相談、赤ちゃん訪問などが実施できておらず、B評価2事業、C評価1事業となっています。

	S	A	B	C
（1）地域における子育て支援サービスの充実及びネットワークづくり	0	10	2	0
（2）保育サービスの充実	0	3	0	1
（3）児童の健全育成	1	1	0	0
（4）子育てに伴う経済的負担の軽減・貧困対策	0	6	0	0
計	1	20	2	1

（2）母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

全28事業のうち、8割以上の23事業がA評価となっていますが、常勤小児科医の確保ができなかったことにより、B評価1事業となっています。

	S	A	B	C
（1）子どもや母親の健康の確保	4	16	0	0
（2）食育の推進	0	5	0	0
（3）思春期保健対策の充実	0	1	0	0
（4）小児医療の充実	0	1	1	0
計	4	23	1	0

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境づくり

全19事業のうち、S評価が4事業、A評価が14事業となっています。多くの担当者会議が設置されている現状で、防災に特化した会議の設置ができていないことにより、C評価が1事業となっています。

	S	A	B	C
(1) 次代の親となる子どもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備	3	13	0	1
(2) 家庭や地域の教育力の向上	1	1	0	0
計	4	14	0	1

(4) 子育てを支援する生活環境づくり

学校、警察及び市の三者で通学路における合同点検を実施や、公園遊具点検により、破棄し更新を検討と総合判定された遊具に対し、使用中止等の措置を講じ遊具による事故の未然防止につながるなど、子どもの安全を確保することができています。

	S	A	B	C
(1) 安全な道路交通環境の整備	0	1	0	0
(2) 安心して外出できる環境の整備	0	1	0	0
計	0	2	0	0

(5) 職業生活と家庭生活の両立の推進

啓発活動については、他機関から依頼されたチラシやパンフレットの配架や、広報紙「三浦市民」やホームページに毎月男女共同参画に関する記事を掲載し、男女共に働きやすい環境整備の啓発に取り組んでいます。

	S	A	B	C
(1) 男性を含めた働き方の見直し及び仕事と家庭の両立の推進	0	4	0	0
計	0	4	0	0

(6) 子どもの安全の確保

交通安全に関する啓発活動や、防犯に関する啓発活動を行い、交通事故件数、犯罪発生件数は減少しています。

一方で、青少年を犯罪から守るため、青少年指導員を中心に地域ぐるみのパトロールは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、未実施となっており、C評価が1事業となっています。

	S	A	B	C
(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	0	1	0	0
(2) 子どもを犯罪から守るための活動の推進	0	2	0	1
計	0	3	0	1

(7) 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

全12事業のうち、9割以上の11事業がA評価となっています。

社会的意識の高まりによる要因もあり、虐待相談件数は増加していますが、月1回の関係機関での共有の場を設け、見守り体制を継続を図っています。

	S	A	B	C
(1) 児童虐待防止対策の充実	0	1	1	0
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	0	2	0	0
(3) 障害児対策の充実	0	8	0	0
計	0	11	1	0

4 こども計画に向けた課題

本市の総人口は、平成7年の54,152人をピークに年々減少しており、令和6年では40,578人まで減少しています。特に、0～14歳の年少人口は令和6年で総人口の7.7%となっており、少子化が進んでいます。

出生率を見ても、本市では、令和元年に初めて4.0を下回り、令和3年には3.6となっています。合計特殊出生率においても、令和3年で1.00と全国、神奈川県と比較しても非常に低い割合となっています。

こどもの人口の減少している本市において、すべてのこどもが地域で安全・安心に生活することができるまちづくりを行っていくために、本市のこどもを取り巻く課題を整理しました。

(1) すべてのこどもへの支援に関する課題

子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査において、「こどもまんなか社会の実現に向かっているか」という設問に小学生保護者、未就学児保護者の7割が「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と答えています。

すべてのこどもが健やかに育つためにはこどもまんなか社会の実現は重要であり、こどもたち本人が社会についての理解を深めることや、若者が自分自身に関係することについて、自由に意見を表すことができる機会を家庭、学校、地域等さまざまな場において確保していく必要があります。

今後、こどもまんなか市民会議やこども部会の開催、こどもや若者の権利を守るための啓発活動等を通じてこどもまんなか社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

また、小学生保護者の7割がこどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が不十分であると答えています。また、「子育て中に、特に困ること、困ったこと」として小学生保護者、未就学児保護者のともに最も割合が高かったのは「安心して子どもを遊ばせられる場所がないこと」次いで「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配なこと」となっています。

こどもの心と体の健やかな成長を支えるためには、多様な遊びや体験、活躍ができる機会と安全・安心な環境づくりへの取り組みが必要となります。

遊び場を提供する取り組みや、公園の適切な管理及び整備促進の取り組み等によってこどもが、安全・安心にのびのびと遊ぶことができる環境の整備が求められています。

また、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されているかについては「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」の割合が小学生保護者、未就学児保護者ともに6割となっています。

今後、障害児通所支援やこども発達医療相談の実施等、身近な地域で支援できるような取り組みを通じて、専門的支援が必要なこども・若者とその家族へ適切な支援が行われるように地域や関係機関との連携体制を強化することが重要です。

(2) こどものライフステージ別の支援に関する課題

子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査において、未就学児保護者の乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の利用希望の割合は6割となっています。

現在、未就学児の母親の6割が就労をしており、共働き家庭をはじめ、多様な働き方にも対応した、質の高い幼児教育・保育の充実が必要です。

また、こどもが放課後を過ごしてほしい場所として放課後子ども教室や放課後児童クラブ(学童保育)の割合は、小学生保護者では3割、未就学児保護者では6割となっています。

学童期のこどもの居場所の確保のためにも、放課後児童クラブ(学童保育)等の充実を図ることが必要です。

また、青年期になると、仕事や家庭、自分の将来のことなど様々な悩みや不安を抱えることが多くなります。若者等が気軽に相談できる支援体制を整備するとともに、地域社会とつながりを持ちながら自立するための支援を行っていくことが必要です。

(3) 子育て家庭への支援に関する課題

子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査において、育児休業の取得状況をみると、父親が育児休業を取得する割合は低く、その理由として「仕事の忙しさ」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」の割合が高くなっています。

安心してこどもを産むことができる環境づくりのためにも、就業生活と家庭生活の両立の推進とともに、保護者が育児休業を利用しやすい職場環境の整備、家庭への経済負担軽減の支援が必要です。

また、保護者の子育てが地域で支えられているかという設問では小学生保護者、未就学児保護者の半数が「そう思わない」または「どちらかといえばそう思わない」と答えています。

子育て環境や支援の満足度については、満足度が高いと感じる人よりも、低いと感じる人の割合が多くなっています。

子育て家庭の満足度を高めるため、家庭や地域の子育て力の向上に向けて、地域で安心して子育てできる環境の整備をするとともに地域の子育てネットワークの構築を通じて情報発信の充実などに取り組むことが必要です。

1 基本理念

すべてのこどもが 自分らしく
豊かな自然とともに育つ
あったかいまち みうら

こども大綱では、すべてのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が求められています。

こうした中、こども自身が自分の価値観や思考、感じ方に基づいて行動することができる「自分らしい」生き方を選択できる地域社会づくりに取り組む必要があります。

また、こどもやこどもに関わる市民からの意見では、自然豊かな三浦市の象徴である「海」を身近に感じ、大切に思っていることが分かりました。

豊かな自然の中で、こどもたちが自分らしく育ち、地域と家族がつながりを深め、安心して子育てができるあったかいまちを目指し、基本理念を「すべてのこどもが 自分らしく豊かな自然とともに育つ あったかいまち みうら」としました。

こどもたちが夢を描きながら未来に向かって成長できる環境を整えるとともに、誰もが安心して子育てができる地域社会の創造を目指します。

2 基本目標

(1) こどもの視点に立ち、すべてのこどもが健やかに育つよう環境を整備します。

こどもを権利の主体として認識し、その権利を保障するとともに、疾病、虐待や貧困、障がい等、困難を抱えるこどもに対する適切な支援のほか、多様な体験と安心安全の確保に取り組み、すべてのこどもがライフステージを通じて健やかに育つ環境を整備します。

(2) こどもが幸せを感じながら成長していけるようライフステージに応じた支援を行います。

母子保健や幼児教育・保育サービスの充実、居場所の確保、学校教育環境の整備、若者に対する支援に取り組み、こどもが幸せを感じながら成長していけるよう、ライフステージに応じた支援を行います。

(3) 安心してこどもを産み育てることができるよう環境を整備します。

子育てに関する経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立支援、家庭や地域による子育て力の向上、ワーク・ライフ・バランスの推進などに取り組み、保護者が安心して子育てできる環境を整備します。

3 計画の体系

【基本理念】

すべてのこどもが 自分らしく
豊かな自然とともに育つ
あたたかいまち みうら

【基本目標】

1

こどもの視点に立ち、すべてのこどもが
健やかに育つよう環境を整備します。

【施策】

(1) こども・若者の権利の保障

(2) 切れ目のない相談体制の構築

(3) 切れ目のない医療の提供

(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

(5) こどもの貧困対策

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び
ヤングケアラーへの支援

(7) 多様な遊びや体験、活躍ができる機会づくり

(8) 安全・安心な環境づくり

2

こどもが幸せを感じながら成長して
いけるようライフステージに応じた
支援を行います。

妊娠前
から
幼児期

(1) こどもや母親の健康の確保

(2) 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実

学童期・思春期

(1) 次代の親となるこどもの生きる力を育成する
学校の教育環境の整備

(2) 放課後児童の居場所の確保

(3) 思春期保健対策の充実

青年期

(1) 悩みや不安を抱える若者等への相談支援体制
の充実

(2) 出会いや結婚の支援

3

安心してこどもを産み育て
ることができ
るよう環境を
整備します。

(1) 経済的な負担軽減の支援の推進

(2) 家庭や地域の子育て力の向上

(3) 就業生活と家庭生活の両立の推進

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

第4章

施策の展開

1 こどもの視点に立ち、すべてのこどもが健やかに育つよう環境を整備します。

(1) こども・若者の権利の保障

すべてのこどもや若者を権利の主体としてとらえ、意見を聴取する機会を創出するとともに、こどもや若者の人権について理解を深めるための周知や啓発を行います。

番号	事業	内容	目標	担当課
1	こどもや若者の意見を聴く取組	こどもまんなか市民会議とこども部会の開催、こども・若者世代へのアンケートなど、こどもや若者の意見を聴取する取組を行います。	こどもまんなか市民会議の開催	子ども課
2	こどもや若者の権利を守るための啓発活動の実施	こども・若者の人権への理解を深めるため、ホームページ等を通じた啓発活動を行います。	啓発活動の実施	子ども課
3	人権教育の充実	人間尊重の精神を基に、社会に存在する様々な不合理や差別をなくし、好ましい人間関係を理解させるなどの人権教育を充実させます。 人権教育担当者会において、指導体制等についての情報交換を通して、学校での実践を支援します。	人権教育担当者会開催：年5回	学校教育課

こども部会・こどもまんなか市民会議からの意見

- 人を増やしたい
 - ・三浦市は人口が減っている。人口を増やすためには、住民やこどもの意見を取り入れて、活用してくれる町になってほしい。

(2) 切れ目のない相談体制の構築

子育て中の保護者が安心して子育てができるよう、「親子相談センターひなたぼっこ」を中心に、児童福祉と母子保健が連携・協働し、子育てに不安を抱えるこどもや保護者の支援を包括的に行います。

番号	事業	内容	目標	担当課
4	ライフステージを通じた相談体制の充実	母子保健と児童福祉の相談機能を合わせ持つ「親子相談センターひなたぼっこ」を子ども課内に設置し、子育てに関する不安を抱える保護者、こども自身、こどもの支援を行う関係機関等からの、妊娠・出産期から子育て期全般の心配事に関する相談対応や、事業やサービスの紹介等により切れ目のない支援を行います。	親子相談センターひなたぼっこの設置運営	子ども課
5	伴走型相談支援による支援の推進	安心して出産・子育てができるよう妊娠届出時、妊娠8か月頃の面談に加え、出産後の新生児訪問や産後ケアなど、不安の多い妊娠期から子育て期を支えます。	伴走型相談支援の実施	子ども課

(3) 切れ目のない医療の提供

関係機関と連携し、小児医療の充実に努めるとともに、疾病の早期発見に取り組むなど、切れ目のない医療を提供していきます。

番号	事業	内容	目標	担当課
6	小児医療体制の充実	「三浦ならでは」の地域医療の確立を目指して病院改革を進めており、継続して小児科医の確保ができるよう、図っていきます。	今後も三浦市立病院において小児科外来診療を継続するため、最低限、常勤小児科医1名の確保	三浦市立病院
7	救急医療の推進	限られた医療資源のもと、迅速で適切な小児救急医療が実施されるよう、神奈川県及び近隣市町との連携により、救急医療体制の安定的な確保を推進します。 なお、夜間の小児患者の保護者等向け電話相談として、神奈川県が実施している「かながわ小児救急ダイヤル」について、市公式ホームページ等で周知します。	小児救急医療体制の安定的な確保 広域病院群輪番制のでの応需体制の確保	健康づくり課

こども部会・こどもまんなか市民会議からの意見

- 医療サービスを整えてほしい
 - ・休日夜間診療など、医療対策を充実してほしい。
 - ・産科がない。こどもを産むことへの支援をしてほしい。
 - ・里帰り出産する人への配慮が欲しい。

(4) 障害児支援・医療的ケア児等への支援

配慮を必要とするこどもが、安心して地域生活を送ることができるよう、こどもとその家族に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

番号	事業	内容	目標	担当課
8	障害児通所支援事業の実施	障害児の身体的、精神的発達を促すとともに、社会生活への適応性を向上させるため、通所施設におけるサービスを提供します。	申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施	福祉課
9	こども発達医療相談事業の実施	発達障害児等の早期発見、早期療育を目指し、医師、心理士等による診療、発達検査を実施します。	相談会の実施：年10回	子ども課
10	療育支援の推進	発達に課題のある就学前の児童と保護者を対象に基本的な生活習慣や社会性を、保護者に対しては障害の正しい理解や適切な養育技術の習得を目的に事業を実施します。 また、療育支援の拠点となる児童発達支援センターの設置について検討を進めます。	専門性の高い療育の提供	子ども課 福祉課
11	居宅介護事業の実施	日常生活を営む上で困難のある障害児に対し、ホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等の家庭におけるサービスを提供します。	申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施	福祉課
12	短期入所の実施	障害児を介護している家族の疾病や休養等の理由により一時的に家庭で介護が出来ない場合、短期間施設サービスを提供し、障害児及び、介護者の身体的・精神的な負担を軽減します。	申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施	福祉課
13	補装具の交付	障害児の失われた身体的機能を補うことにより、日常生活の利便性を向上させるため、補装具の交付、修理を行います。	申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施	福祉課

番号	事業	内容	目標	担当課
14	日常生活用具の給付	日常生活の便宜を図るための用具の購入費を補助します。 さらに必要に応じて給付対象となるものの見直しを行ない、より良いサービス提供により、介護者を支援し、児童の自立を支援します。	申請者の希望に応じた適切な支給決定の実施	福祉課
15	医療的ケア児等への支援	医療的ケア児等の地域生活を支援するため、医療的ケア児等コーディネーターの設置等により支援体制を整えます。	医療的ケア児等コーディネータを中心とした関係機関の連携	子ども課 福祉課
16	障害児相談支援事業の実施	障害児とその家族の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援のほか、障害児支援利用計画の作成を行います。	専門性の高い相談の実施	福祉課

(5) こどもの貧困対策

経済的な理由等により、こどもたちの教育や体験の機会が不足することのないよう適切な支援を提供するため、関係機関との連携を強化するとともに、児童扶養手当等各種手当の給付や支援制度を実施します。

番号	事業	内容	目標	担当課
17	就学援助の実施	経済的な理由で小中学校へ就学させるのが難しい方の負担を軽減するために、就学費用の一部を援助する周学園助制度を実施するとともに周知に努めます。	情報提供：毎年度4月全保護者	学校教育課
18	ひとり親家庭等の医療費の軽減等	ひとり親家庭等の医療費について、引き続き経済的な負担の軽減に努めます。	医療費の給付	子ども課
19	児童扶養手当の支給	ひとり親家庭の生活の安定のため、児童扶養手当を支給します。	手当の支給	子ども課
20	各制度における低所得世帯への支援	幼児教育・保育等における保育料等の軽減や副食費等の支援を行います。	保育料の軽減	子ども課
21	困難を抱えるこどもへの支援	貧困や不登校等の様々な困難を抱えるこどもを地域で支えるため、こどもの支援を行う団体等との連携を図り、必要に応じた支援を行います。	安心・安全な居場所づくりの検討	子ども課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

児童虐待防止ネットワーク体制の整備を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

また、ヤングケアラーについても、早期発見・把握に努め、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

番号	事業	内容	目標	担当課
22	児童虐待防止ネットワーク（子どもを守る地域ネットワーク）体制の整備	児童に関する相談を受ける段階から、保護や支援を要する児童の状況を的確に把握し、必要な調査、指導、適切な支援を行います。また、児童虐待の早期発見のため、乳幼児健康診査や訪問指導等を活用するほか、保護を必要とする児童に関する通告義務等についての啓発を行います。 また、三浦市児童虐待防止ネットワークの機能を十分に活用し、児童虐待事例に対して、調査、処遇検討、見守りや在宅支援等の地域支援を行い、児童の家庭復帰、親子関係修復を図っていきます。見守り体制については、関係機関及び地域で継続して見守り、児童虐待の再発防止を図ります。	児童虐待に対する相談体制の充実と啓発の実施	子ども課
23	ヤングケアラーへの支援	関係機関との連携により、相談対応の中で、ヤングケアラーとその可能性のある児童を把握し、支援につなげます。	ヤングケアラー概念の周知と実態調査の実施	子ども課

(7) 多様な遊びや体験ができる機会づくり

年齢や発達 の程度において、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験や外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源を生かした遊びや体験の機会を創出していきます。

番号	事業	内容	目標	担当課
24	姉妹都市交流事業の実施	長野県須坂市やオーストラリア・ウォーナンブール市との間で、相互に児童、生徒を派遣し、体験交流を行うことで青少年の健やかな育成を図ります。	相互派遣の実施	青少年教育課
25	三浦市子どもの船事業の実施	乗船体験を行い、船内見学や海洋観測を通じて、海に親しみ、海を学ぶ機会を作ります。	乗船体験の実施	青少年教育課
26	コミュニティセンター等のこども向け講座の実施	こどもたちが物づくり等を通じて、楽しく学ぶ講座の充実を図ります。	講座の実施	文化スポーツ課・初声市民センター
27	遊び場を提供する事業	公共施設等におけるこどもが遊べる場所の設置を検討します。	遊び場の設置検討	財産管理課 子ども課
28	子育て世代交流事業	大型遊具を用いた移動式遊び場の開催等とおして、親子のふれあいや体を使って遊ぶことの楽しさを体験する機会を設けます。	移動式遊び場等の開催	子ども課
29	親子のふれあい体験等家庭教育学級の実施	親子で協力しながら一緒に体験する事によって、親子間の交流を深め、また体験学習を通じてこどもの感性を育てることを目的に工作、手芸体験等実施します。	親子のふれあい体験及び家庭教育学級の参加者数の増加	文化スポーツ課・初声市民センター
30	三浦市子ども読書活動推進計画の実行 等	こどもが自主的に読書活動できるような環境づくりを推進するために、様々な活動を行います。	こどもにとって読書が今まで以上に、より身近に感じられるための活動の実施	文化スポーツ課
31	姉妹都市国際交流青年日本語補助教員派遣事業の実施	オーストラリア・ウォーナンブール市にある私立エマニュエルカレッジへ、要請により日本語補助教員を派遣し、姉妹都市交流の推進と国際的視野を持つ青年の育成を図ります。	派遣選考の実施	政策課

こども部会・こどもまんなか市民会議からの意見

- 三浦市の良いところを生かしたまちづくりを進めていきたい。
 - ・学校の授業で海を活かした学習や交流体験を増やしていけばよい。
 - ・三浦市の自然を生かした収穫体験や工場見学ができればいい。
 - ・海をテーマにした遊べる場所を作るのと同時に、室内で遊べる場所がほしい。
 - ・三浦市のこどもに三浦市のことを知ってもらうことができるようにしてほしい。
 - ・過去にあったマグロの解体や大漁旗を作る授業がない。このような授業があってもよいのでは。
 - ・都会にあるものを導入するのではなく、三浦市の良いところをアピールしたい。
 - ・三浦市の良いところは自然。自然を活かして何かできればよい。
 - ・屋内で遊べるスペースがあったら良い。遊具もあるとよい。
 - ・乳幼児とその親が安心して遊べる場が欲しい。

(8) 安全・安心な環境づくり

すべてのこどもたちが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、防犯・交通安全活動等により地域の力を高める活動を推進するとともに、道路や公園などの適切な整備を行います。

番号	事業	内容	目標	担当課
32	安全かつ快適な道路の整備促進	新規の歩道設置は難しいが、歩行者が安全に通行できる対策を検討し、特に通学路の指定となっている道路においては、重点的に交通安全施設整備を実施していきます。	三崎署管内における当事者別事故発生件数の減少	土木課
33	公園の適切な管理及び整備促進	遊具を含む公園施設の適正管理・配置のため、公園施設庁寿命化計画の策定を目指します。 また、市民が各公園に望んでいる性質(遊戯目的・休憩目的・運動目的など)についてアンケートを実施し、各公園のあり方についての検討を進めていきます。	公園施設長寿命化計画の策定及び各公園アンケートの実施	土木課
34	協働による治安・防犯対策の強化及び啓発活動	地域住民が各小学校周辺における登下校時の児童を見守る活動を促すことにより、防犯意識の高揚を図ります。 また、「防犯のつどい」を開催することにより、知識の向上を図ります。	犯罪発生件数の減少	市民協働課
		こどもの安全を守り、安心して登下校できるように、スクールガード事業を展開します。 スクールガードの活動が充実するように支援します。	交通事故及び犯罪発生件数の減少	学校教育課

番号	事業	内容	目標	担当課
35	交通安全キャンペーン活動及び広報の推進	各期における交通安全運動へ参加し、交通安全を呼び掛けます。 また、各種スポーツ団体と協力して交通安全スポーツ大会を開催し、参加者の交通安全意識の高揚を図ります。	交通事故発生件数の減少	市民協働課
36	地域防犯パトロールの推進	青少年を犯罪から守るため、青少年指導員を中心に地域ぐるみのパトロールを実施します。	地域の実情に合わせたパトロールの実施	青少年教育課

こども部会・こどもまんなか市民会議からの意見

- 住民がよろこぶまちづくりを進めていきたい。
 - ・道路を整備したり、街灯を増やしてほしい。歩行者や車が通りやすい道を作ってほしい。
 - ・遊具が壊れていたりするので公園を管理してほしい。
 - ・こどもたちが遊べる公園が少ないので、公園を増やしてほしい。
 - ・ゴミ・タバコのポイ捨てが多いのでゴミ箱を設置してほしい。

2 こどもが幸せを感じながら成長していけるようライフステージに応じた支援を行います。

【妊娠前から幼児期】

(1) こどもや母親の健康の確保

妊娠・出産、産後の健康管理に係る支援をきめ細かく実施するとともに、乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防の観点から、乳幼児健診等を推進します。

番号	事業	内容	目標	担当課
37	妊娠期から出産・新生児期の適切な保健指導及び情報提供・健康管理意識の啓発	母子健康手帳の交付・交付時の保健指導 母子保健法第15条及び第16条に基づく妊娠届出書の提出時に、妊婦及びその家族に母子健康手帳を交付するとともに、面談で保健指導を行います。	母子健康手帳交付時の面接率：100%	子ども課
		プレママパパ体験デイ 日曜実施 沐浴・妊婦体験、歯磨き体験、先輩ママ、赤ちゃんとの交流他	参加者の満足度：80%	子ども課
		妊産婦健康診査 妊産婦に対して妊産婦健康診査補助券を交付し、妊娠中及び産後の健康診査のうち指定した金額及び回数を補助します。	妊産婦健康診査費用助成による母子の健康確保及び経済的な負担の軽減	子ども課
		妊産婦・新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん事業） 新生児の発育・発達の状況確認、母親の産後の体調確認、保護者の心配事や悩みの相談を家庭訪問で行います。	妊産婦・新生児訪問指導事業実施の継続	子ども課
		産後ケア事業 産後の母子の健康管理及び育児支援のために、宿泊・デイ・訪問サービスを実施します。	産後ケア事業実施の継続	子ども課
38	喫煙対策の推進	乳幼児・妊婦などの受動喫煙の状況を悪化させない対策及び家族の喫煙率が低下するような対策が必要です。 喫煙・受動喫煙に関する地域情報の集約と分かりやすい提供を行います。 情報提供は参加率の高い事業や地域組織を活用し効率的効果的に実施します。	母子健康手帳交付時及び乳幼児健康診査時における受動喫煙防止指導の実施の継続	子ども課

番号	事業	内容	目標	担当課
39	健康診査の推進 及び未受診者への フォローの実施	<u>3か月児健康診査</u> <u>10か月児健康診査</u> <u>1歳6か月児健康診査</u> <u>2歳児歯科健康診査</u> <u>3歳児健康診査</u> <u>5歳児健康診査</u> 対象の年齢に合わせて、発育・発達の 状況確認、視聴覚検査、尿検査、日常生 活行動自立状況の確認、歯科健診、歯み がき指導、保護者の心配事や悩みの相 談（保育・発達・栄養・歯科）等を行いま す。 未受診児には通知による勧奨や訪問 等で健康状態等の把握をします。	健診受診率： 100%	子ども課
40	フォロー児への 関係機関による 連携体制の強化	<u>こあらんど</u> 1歳6か月児健康診査後にこども自 身（発達や言葉の遅れ、経験不足等）や 母親に専門的な支援が必要と思われる 親子に季節の行事やプログラムを通し て親子関係やこどもの発達について保 健師、心理相談員、保育士、栄養士、歯 科衛生士によるグループ指導や助言を 行ないます。 生活習慣が不規則なこどもや、こど もと関わり方に悩みを抱える保護者等 に対して集団での遊びを行います。 子育て支援センターや市内の遊び場所 を紹介します。 相談：保健師…病気・生活リズム・予防 接種 心理相談員…ことばや行動、こどもへ の関わり方等 保育士…親子遊びの方法等 栄養士…むら食い、好き嫌い、おやつ の取り方、食事リズム等 歯科衛生士…歯のみがき方やむし歯予 防等	卒業者満足度： 80%	子ども課
		<u>心理巡回相談</u> 市内保育園及び幼稚園を年2回巡回 し、健康状況の把握と共に保育に必要 な助言を保健師と心理相談員と共に 行います。	健康診査後の要 フォロー児等の 状況確認やスタ ッフへの助言、 保護者への支援 の継続	子ども課

番号	事業	内容	目標	担当課
41	栄養指導事業の 充実等	栄養相談等 各母子健康診査、母子教室、子育てサークル、関係機関等での栄養相談・指導を実施します。 月齢・年齢、生活環境・状況等対象児に合わせた食事の摂り方や望ましい食習慣を支援します。 食を通して健康確保とともに、健やかな親子関係の形成を支援します。	各月齢等に応じた食習慣や栄養の指導・相談の継続	子ども課
		栄養教室等 ・もぐもぐごっくん（離乳食講習会） 離乳食の始め方、進め方、食べ方の指導、離乳食メニューの紹介 ・ぱくぱく・しゃかしゃか（幼児食・歯みがき・遊びの教室） ・離乳完了から幼児食への移行、幼児食の進め方。この時期多い悩みについての対応方法。 ・お口の動き、歯みがき方法の教育、相談、実践。親子遊びの提案、実践。	各月齢に応じた望ましい食事のとり方等の指導の継続	子ども課

番号	事業	内容	目標	担当課
42	歯科保健活動の推進	乳幼児歯科保健活動 歯科衛生士が保護者に対して生活習慣指導や歯みがき指導を母子保健事業と連携して行います。	各月齢等に応じた歯みがき指導・相談の継続	子ども課
		園児歯科保健活動 歯科衛生士が保育園・幼稚園を巡回訪問し、園児に対して歯みがき指導を行います。 また、保護者や先生に対して歯科生活調査・生活習慣指導を行います。	歯みがき指導の実施の継続	子ども課
43	予防接種に対する意識啓発・接種率の向上	定期予防接種を実施します。また、各健康診査時における相談、接種勧奨を行います。 健診や転入時のハガキ通知により、予防接種実施状況を把握します。 また、予防接種台帳や母子管理ファイルにおける接種状況の管理を行います。	接種率：100%	子ども課
44	母子保健に関する情報管理の徹底	母子保健管理システムや母子保健カードを活用し、こどもと家庭に応じた支援が出来るよう情報を管理します。 また、より良い事業を実施するためのデータ分析等を行います。	母子保健管理システム活用による母子保健事業の効果的な実施	子ども課
45	食育推進計画との連携	食育基本法の前文には、「子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯に渡って健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎となる。」と規定されています。 この趣旨に主眼を置いて策定された三浦市食育推進計画と相互に連携・補完して、「正しい食生活習慣を身につける」などの目標達成に向けて取り組みます。	朝ごはんを食べない(欠食)こどもの割合の減少	健康づくり課

(2) 質の高い幼児教育及び保育の提供体制の充実

すべてのこどもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期に、希望に応じた教育・保育が受けられるよう環境を整えるとともに、多様化する様々なニーズに対応するため、保育環境の充実を図ります。

番号	事業	内容	目標	担当課
46	通常保育での保留児童の解消	通常保育については、定員の弾力的対応とともに、一時保育等を活用し、待機児童が生じないよう対応していきます。	子ども・子育て支援新制度の定義による待機児童数：0人	子ども課
47	延長保育への支援	保護者の就労時間の長時間化等に対応するため、通常の開所時間（標準時間保育対象者は11時間、短時間保育対象者は8時間）を超えて、保育を実施する保育園の延長保育に対して経済的支援を行います。	延長保育への支援の継続	子ども課
48	民間保育所への支援	民間保育所における保育環境の充実を図るため、低年齢児保育の充実、アレルギー児童に対応する看護師・要保護児童に対応する保育士の配置等に要する経費の一部を補助します。	民間保育所への支援の継続	子ども課
49	保育士確保のための保育士や保育園等への支援	保留児童の解消と保育の質の向上のため、保育士確保のための取組を行います。	保育士への支援 保育園等への支援	子ども課
50	緊急時の保育への支援	病児・病後児保育や休日保育等の緊急時の保育について、市民のニーズに基づき支援を行います。	支援方法の検討	子ども課
51	一時保育への支援	保護者が冠婚葬祭やリフレッシュなどのため、一時的にこどもを預かる事業への支援を行います。	一時預かり事業 実施者への支援	子ども課
52	こども誰でも通園制度の実施	月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども 誰でも通園制度」）を令和8年度より開始します。	こども誰でも通園制度の実施	子ども課

【学童期・思春期】

(1) 次代の親となるこどもの生きる力を育成する学校の教育環境の整備

成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切に作る心や思いやりの心を養えるように、児童生徒の教育を充実します。

番号	事業	内容	目標	担当課
53	教育課程の充実	三浦市の特色である新3学期制を基盤に、各校で特色ある教育課程を編成します。 各校のよりよい教育課程の編成を支援するため、教務担当者会で情報交換の充実を図ります。	教務担当者会開催：年2回	学校教育課
54	道德教育の充実	未来を開く主体性のある日本人を育成するため、道德の授業を要とした道德教育を充実させます。 市学校教育研究会道德部会と連携し、道德教育の一層の充実を図ります。	指導主事派遣：部会8年1回	学校教育課
55	進路指導の充実	自己の進路に対する関心を高め、的確な自己理解のもとに、現在及び将来の生活において自己実現を図るための基礎的能力・態度を育成するために、各校の進路指導に関する実践やキャリア教育の視点からの実践を市学校教育研究会進路指導部会で情報交換するなどして充実させます。	進路指導部会開催：年2回	学校教育課
56	学校給食の適切な推進	適切な栄養が摂取できる学校給食を提供し、児童生徒の健康の保持増進を図ります。	残食率：10%以下	学校給食課
57	地産地消の推進	学校給食への地場産食材活用を推進します。	地場産食材使用献立率：約40%	学校給食課
58	各学校における研究や各種研修会の充実	各校における学校研究を支援するため、指導主事が適切な助言を行います。 教育課題に応えるため、市教育研究所が主催する研究会、情報化に関する協議会、特別支援教育に関する研修会等を充実していきます。	指導主事派遣：各校年2回程度 各種研修会開催：年6回	学校教育課
59	学習評価の充実	学習指導要領改訂に伴って、導入される学習評価について、市学校教育研究会の教科部会での研究や学校間の情報交換を通じて充実していきます。 また、教育評価についての研修会を実施し、学校での教育活動充実のための支援とします。	研修会開催：年1回	学校教育課

番号	事業	内容	目標	担当課
60	学校評価の充実	文部科学省が提示した新ガイドラインにそって、学校改善に効果的に活用できる学校評価を充実するため、校長会と共同で研究を進めます。 各校の学校評価結果を受け、教育委員会としての学校への支援を充実させます。	各学校の学校評価のホームページ掲載	学校教育課
61	地域教育力の活用	地域の教育力の効果的な活用を目指します。 総合的な学習の時間や朝の読み聞かせ等において、外部指導者の活用によって教育活動が充実するように、各校の活用状況を情報提供します。	外部指導者活用状況についての情報提供：年1回	学校教育課
62	教科指導の充実	学習指導要領の改訂に基づき、各校では、「確かな学力」を培うために、教科指導のさらなる充実が求められています。 その充実を実現するため、市内各校の授業研究に指導主事が加わり、適切な助言をすることで、充実した授業の成立並びに確かな学力の育成を支援します。	指導主事派遣：各校年2回程度	学校教育課
63	安全教育の充実	自己の健康や安全を管理し、正しい知識を身につけ、判断力を育み、優れた実践力を育成することが求められています。 防災計画等にかかる学校間の情報交換を行い、各種計画等の充実を図る中で、安全教育を推進させます。	教務担当者会開催：年4回	学校教育課
64	総合的な学習の時間の充実	問題の解決や探求活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることが求められています。 「みうら学研究会」において、そのねらいを達成するような総合的な学習の時間のモデルを研究し、市内各校に紹介します。	モデルの紹介：4モデル	学校教育課
65	特別活動の充実	集団活動を通して自主的で実践的な態度を育成していくために、市学校教育研究会特別活動部会で各校の情報交換を充実します。	特別活動部会開催：年2回	学校教育課
66	児童・生徒指導の充実	自ら考え、主体的に判断し行動する自己指導力が身につくための指導が充実するように支援します。 また、問題を抱える児童・生徒については、早期に発見し、早期に対応することが大切です。 それに関わって、学校と関係機関が緊密に連携できるよう支援していきます。	指導主事派遣：各校年1回	学校教育課

番号	事業	内容	目標	担当課
67	グローバル教育 推進事業	児童生徒の英語学習の充実を図るとともに、国際交流への関心度を高めるため、姉妹都市ウォーナンブル市等より招聘した国際交流推進非常勤講師、市民有志による外国語支援員を小中学校に派遣し、分かりやすい英語授業づくりを支援します。 また、「三浦市学校教育全体構想」の中にSDGsの理念を取り入れ、各教職員への周知により授業づくりに対しての意識づけを行うことで、持続可能な社会の担い手としての資質を育成するための授業づくりを支援します。	SDGsの視点を持った授業実践：全小中学校 小学校での英語授業の充実 国際交流推進非常勤講師：5日／週 外国語支援員：200日／年 中学校での英語授業の充実 国際交流推進非常勤講師：5日／週	学校教育課
68	情報教育の充実	情報及び情報手段を主体的に選択し活用していく力などを育成するため、市内各校の授業研究に指導主事が加わり、適切な助言をすることで、ねらいを達成するための授業を充実します。 また、情報化研究協議会での情報交換等を中心に、各校の情報教育の実践を支援します。	情報化研究協議会開催：年3回	学校教育課
69	特別支援教育の 充実	児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、こども達の自立を支援するため、特別支援教育推進計画に基づき、特別支援教育を充実させます。 また、特別支援教育学校支援チームを各校に派遣し、各校での実践を向上させるとともに、各校と専門機関との連携を支援します。	特別支援教育学校支援チームの派遣：各校年2回	学校教育課
70	異年齢児とのふれあいによる社会性の育成	児童会活動・生徒会活動などを通じて、異年齢児との活動を充実させます。 また、幼稚園・保育園・小学校の連携協議会の情報交換等とおして、ふれあい活動を支援します。	連携協議会の開催：年1回	学校教育課
71	海洋教育の推進	三浦らしい海洋教育の推進及び地域と連携した教育に取り組むことで、郷土みうらへの愛着を深めるとともに地域社会への関心度の向上につなげます。	海洋教育の実施	学校教育課

(2) 放課後児童の居場所の確保

学齢期のこどもの居場所として、家庭に代わる役割を果たす放課後児童クラブへの支援を行うとともに、学校だけでなく地域において、また、放課後や長期休業時において、こどもたちが安全・安心に過ごせる環境の充実を図ります。

番号	事業	内容	目標	担当課
72	放課後のこどもの居場所の検討	こどもたちが、放課後、学習や生活の支援を受けながら安心安全に過ごすことができる家庭以外の居場所の設置を検討します。	こどもの居場所の設置	子ども課 教育総務課
73	放課後児童クラブへの支援	事業運営に対し経済的支援、情報提供、関係機関の連携を行い、活動内容の一層の充実を図るとともに質の向上を支援していきます。	市内学童保育所：4ヶ所	子ども課

(3) 思春期保健対策の充実

こどもの豊かな心と体づくりのため、こどもが抱える精神的な問題への対処や、薬物等からこどもたちを守る取組を含めた、学童期・思春期の保健対策を推進します。また、次代の親となるこどもたちが、成年年齢を迎える前に必要な知識や情報を提供し、心身ともに健やかに育つことを支援します。

番号	事業	内容	目標	担当課
74	思春期のこどもを対象とした啓発事業の推進	思春期のこどもたちへの教育の場の拡大 次代の親となる思春期のこどもたちの健全な母性・父性が育まれるように、母子保健所管課、教育委員会、鎌倉保健福祉事務所三崎センターと連携して、思春期のこどもたちへのアプローチをしていきます。	思春期のこどもたちへの教育の実施の継続	子ども課

(4) いじめ・不登校への対応

安心してこどもが過ごすことができる場としていじめのない地域づくりを進めるとともに、不登校のこどもへの支援を行い、誰一人取り残さない学びの保障に向けた対策を進めます。

番号	事業	内容	目標	担当課
75	いじめ防止対策の推進	いじめはどのこどもにも、どの学校にも起こりうるものであるとの認識のもと「未然防止」の取組を行うとともに「早期発見」に努めます。 いじめを認知した場合には、早期に対応し、解消に向けた取組を行います。 また、家庭や関係機関、地域と連携していきます。	三浦市いじめ問題等対策連絡協議会：年2回	学校教育課 子ども課
76	不登校のこどもへの支援の推進	三浦市相談指導教室や校内教育支援センターの設置により、児童生徒の相談や学習への支援を行うほか、関係機関との連携により進路等への支援を行います。	相談機関における支援の実施	学校教育課
77	ピンクシャツデー運動等の啓発活動の実施	いじめ反対の意思表示であるピンクシャツを身に付ける「ピンクシャツデー」運動を推進し、いじめ防止の啓発を行うことにより、人権に関する意識を高めるとともに理解を深めます。	ピンクシャツデー運動の実施と啓発	子ども課 学校教育課

【青年期】

（１）若者を支える支援体制の充実

ひきこもりや働くことができないなど、若者の自立をめぐる問題が深刻となり、こどもや若者をめぐる厳しい状況の中で、若者の社会参加の促進ほか、相談支援の仕組みを整えます。

番号	事業	内容	目標	担当課
78	身近に相談できる体制の整備と周知	「親子相談センターひなたぼっこ」において、各関係機関と連携して妊娠期から若者までの相談支援を行うとともに、支援に関する情報を発信します。	相談体制の整備	子ども課
79	はたちのつどいの実施	人生の節目である20歳を迎えた人をお祝いし励ますとともに、改めて成人になったことを自覚するきっかけとし、郷土である三浦市への関心を深め、郷土愛を深める機会とするため「はたちのつどい」を開催します。	式典の実施	青少年教育課

（２）出会いや結婚の支援

有配偶率及び出生率の向上とともに、若者の幸福度を高めるため、出会いや結婚への支援を行います。

番号	事業	内容	目標	担当課
80	結婚支援事業の推進	出会いの機会を創出するため、婚活イベントを実施します。 また、若者の結婚に伴う新生活を経済的に支援するため、住宅取得等費用の補助を行います。	婚活イベントの実施、住宅取得等費用補助の実施	政策課

3 安心して子どもを産み育てることができるよう 環境を整備します。

(1) 経済的な負担軽減の支援の推進

こどもの育ちを支える手当給付及び負担軽減等の制度（施策）の実施、周知とともに、子育てや教育のニーズに対応してその拡充に努めます。

番号	事業	内容	目標	担当課
81	児童手当	児童を養育している保護者の経済的負担を軽減するため、児童手当を支給します。	対象者への給付100%	子ども課
82	小児医療費助成	0歳から高校生相当年齢までの医療費を無償化し、こどもの健康増進に寄与するとともに、保護者の経済的な負担の軽減に努めます。	中学校3年生以下の対象者への医療証の交付：100%	子ども課
83	養育医療費助成	未熟児の入院治療に必要な医療な給付します。	対象者への医療の給付：100%	子ども課
84	就学援助等	経済的な理由で小中学校へ就学させるのが難しい方の負担を軽減するために、就学費用の一部を援助するための就学援助制度の周知に努めます。	情報提供：毎年度4月全保護者	学校教育課
85	幼児教育保育の無償化	非課税世帯の0歳から2歳までのこどもと、全ての3歳から5歳までのこどもの保育料を無償化します。	保護者の経済的な負担の軽減	子ども課
86	妊婦さん応援ギフト・みうらっ子応援ギフト	伴走型相談支援と共に、妊娠時と出産時にそれぞれ支援金を給付することで、妊娠・出産時における経済的支援を実施します。	妊娠・出産時の経済的負担の軽減	子ども課
87	不妊治療（先進医療分）の助成	医療保険適用の生殖補助医療（体外受精・顕微授精）と併用して実施された先進医療（保険適用外となる治療及び技術）の費用の一部を助成します。	妊娠・出産時の経済的負担の軽減	子ども課
88	低所得の妊婦に対する初回産科受診料の助成	低所得の妊婦に対して妊娠判定のために受診した初回の産科受診料を助成します。	妊娠・出産時の経済的負担の軽減	子ども課
89	放課後児童クラブの利用料の減免	非課税世帯の0歳から2歳までのこどもと、全ての3歳から5歳までのこどもの保育料を無償化します。	保護者の経済的な負担の軽減	子ども課

(2) 家庭や地域の子育て力の向上

地域で子育てを支える活動を支援し、地域の子育てネットワークづくりに努めるとともに、楽しく子育てができるよう子育て家庭を支援します。

番号	事業	内容	目標	担当課
90	ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育ての支援を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、地域で子育ての手助けをしていく仕組みとして、ファミリー・サポート・センター事業を実施します。	ファミリー・サポート・センターの運営：1か所	子ども課
91	主任児童委員等の活動支援	子育て中の人々が気軽に集まる場を提供する「ほっと＊ハート」や赤ちゃん訪問など、主任児童委員が行う地域の子育て活動への協力支援を行います。	民生委員児童委員への活動への支援	福祉課 子ども課
92	子育て支援に関する情報発信	子育てに関する情報を市HPの「子育てポータル」サイトや、X「みうらっこインフォ『はじめのいっぽ』」等のSNSを通じ、必要な人に必要な情報を届けられるよう、効果的に発信します。	SNS等による情報発信	子ども課 政策課
93	子育て支援センターへの支援	育児不安などへの相談指導や地域の保育ニーズに応じた事業を行うなど、地域次置ける子育て支援サービスおよび情報の拠点としての役割を果たしている子育て支援センターの事業運営に対して支援を行います。	子育て支援センターへの運営費補助	子ども課
94	幼稚園の子育て支援の取り組み	預かり保育、施設開放、子育て相談等、私立幼稚園の物的、人的資源を活用した子育て支援の取り組みを情報提供していきます。	ホームページ等での情報提供	子ども課
95	親子教室等の実施	親同士の交流や親子のふれあいを目的とした教室のほか、発達、発達の相談を気軽にできる場づくりを行います。 ・プレママパパ体験 ・マタニティータイム ・みまぐっこ ・パパと遊ぼう ・もぐもぐごっくん ・ぱくぱくしゃかしゃか 等	各種教室の開催	子ども課
96	親子関係形成支援事業の実施	こどもとの関わり方や子育てに不安を抱えている保護者等に対し、講義やグループワーク等を通じて状況に応じた支援を行います。	グループワーク等によるプログラムの実施	子ども課
97	地域の子育てネットワークの構築	地域で子育て支援活動を行う関係者・団体による活動を、ホームページ等を通じて市民に周知するとともに、各団体同士の連携を図るための支援を行います。	ネットワーク活動への支援の実施	子ども課

番号	事業	内容	目標	担当課
98	子育てに関する情報収集と専門窓口の紹介	保護者や関係機関に分かりやすい相談の場の紹介やフォロー体制の提示障害や疾病があるなど、子育てに著しい不安を持つ親などに、子育てに関する情報を総合的に提供できるよう情報収集・各関係機関との連携に努めるとともに、専門窓口へ確実に繋がれるよう努めます。また、フォロー体制リーフレットを作成します。	発達に不安のある乳幼児と母親に必要な支援の実施及び関係機関との連携体制の確保	子ども課

こども部会・こどもまんなか市民会議からの意見

- 地域の人と交流できる機会を増やしてほしい
 - ・移住してきた人にとっても地域の交流は大切。交流の場が増えればよい。
 - ・地域のつながりは大切。こどもが楽しい生活をしていれば、地域のつながりも強くなる。
 - ・学校が交流の場になればよい。楽しいだけではない避難訓練などの命を守る活動なども。
 - ・高齢者との交流もあれば、認知機能にもよい。
- SNSの利用、情報発信について
 - ・子育てなどの支援の情報が届きにくいと感じる。
 - ・SNSなどの広報が必要。見やすさやセンスなども重要。市役所に専門部署を作ってほしい。
 - ・子育ての情報・支援を必要な人に届くようなSNS活用をしてほしい。

(3) 就業生活と家庭生活の両立の推進

仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

番号	事業	内容	目標	担当課
99	女性の労働条件の改善・向上についての啓発活動	「みうら男女共同参画プラン」に基づき女性の登用促進等、女性の労働条件の改善・向上について啓発活動を行います。	女性の労働条件に関する情報提供の充実	もてなし課
		「みうら男女共同参画プラン」に基づき男女共に働きやすい環境を整備し、職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現を図るため、市民向け講座等の啓発活動を実施します。	男女共に働きやすい環境の整備及び女性の活躍の場の促進	市民協働課
		市民向け講座を開催する際に、男性も参加しやすい講座を実施します。	男性参加人数の増加	市民協働課
100	他機関との連携した広報等の実施	神奈川県、神奈川労働局などが主催するセミナー等の広報を行います。 また、近隣自治体とも連携し、仕事と家庭の両立に係る事業の情報を広く提供していきます。	セミナー等の広報の拡充	もてなし課

(4) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、必要な支援が確実に届けられるよう制度の周知を行います。

番号	事業	内容	目標	担当課
101	ひとり親家庭への経済的な支援及びの自立に必要な情報提供や指導の実施	経済的基盤の弱い、ひとり親家庭等に対し、生活の安定と自立を支援し、児童を心身ともに健全に育成するため、これらの家庭に対して、児童扶養手当の支給を行い、経済的支援を行います。 また、母子父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭の相談、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等の自立に必要な情報提供や指導を行うとともに、横須賀公共職業安定所等の関係機関と連携を図り、就業に向けた支援を実施していきます。	情報提供や指導の充実	子ども課
102	ひとり親家庭等の医療費の軽減	ひとり親家庭等の医療費について、引き続き経済的な負担の軽減に努めます。	経済的な負担の軽減	子ども課
103	高等職業訓練給付金等の給付による自立支援	ひとり親が就職の際に有利となる資格の取得を目指して、養成機関で修業する際の生活費や、修業に必要な経費の一部を支援します。	資格取得による自立に向けた支援	子ども課

こども部会・こどもまんなか市民会議からの意見

- 住民に寄り添った取り組みをしてほしい。
 - ・ひとり親家庭に寄り添った取り組みをしてほしい。ひとり親家庭でも、やりたいことが自由にできるように支援をしてほしい。



教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していく上で計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定することが必須事項とされています。また、「教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実態に応じて、これらの区分又は事業ごとに設定することができる」とされています。

現在の保育園等施設の立地状況等を鑑み、全サービスについて市内を【1区域】として、柔軟性のある需給調整を行っていきます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 量を見込む区分について

教育・保育の必要量は、提供区域別に認定区分ごとに見込むこととされているため、市内全域を1区域として必要量を見込みものとし、1号、2号、3号の認定区分ごとに分けて算出しました。

ただし、幼稚園については、保護者の就労の有無にかかわらず利用できることになっており、ニーズ調査結果をみても、共働きでも「幼稚園」を希望する保護者がいることから、幼稚園を希望する2号認定子どもについては、これを「学校教育の希望が強いもの」として、分けて量を見込むとともに、3号認定についても、0歳と1・2歳で職員の配置基準や児童1人当たりの施設の面積要件などが異なるため、これを分けて量を見込むこととしました。

【 量を見込む区分 】

認定区分	対象者	利用先
1号認定	3歳以上で教育を希望しているこども	幼稚園 認定こども園
2号認定	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当するが、幼稚園の利用を希望するこども（2号（学校教育の希望強）と表記）	幼稚園 認定こども園
	3歳以上で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園での保育を希望しているこども	保育所 認定こども園
3号認定	3歳未満で、「保育の必要な事由」※に該当し、保育所・認定こども園等での保育を希望しているこども（以下、3号（0歳）・3号（1・2歳）と表記）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居又は長期入院をしている親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としているこどもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合をいいます。
 なお、本市における「保育の必要な事由」のうち、「就労」については月48時間を下限時間とします。

（２）量の見込みの算出について

見込み量の推計方法について、アンケートに基づき算定する事業は、全国共通の算出方法が国から示されています。（参考：参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」）

なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

（３）提供体制の確保方策の考え方

提供体制の確保方策については、現状の提供体制、事業者の意向調査等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう提供体制の内容及び実施時期を設定しました。

(4) 量の見込みと確保方策の見直し

現状では見込量に対し提供体制が確保されていますが、今後の就学前児童人口の変化や就労意向の変化を踏まえ必要に応じて確保方策について再検討し、見直しを行います。

■参考：国が示す「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」

見込み量の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。なお、アンケートの回答により算出した量見込みが実態と大きく乖離する場合は、妥当性を検証した上で、実績をもとに量見込みを算出する場合があります。

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型があります。

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民のニーズに対応できるよう、新制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

例えば、放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～見込み量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年度の見込み量が算出されます。

(5) こどもの数の推計

計画期間中におけるこどもの数について、コーホート変化率法(※)にて令和2～6年度の人口を基準として、令和7年度から令和11年度までの0歳～11歳のこどもの数を推計しました。

単位：人

年齢	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	130	126	121	117	113
1歳	134	135	131	126	122
2歳	155	139	139	135	130
3歳	150	156	138	139	135
4歳	164	155	161	143	144
5歳	181	167	158	164	146
6歳	221	183	169	159	166
7歳	200	223	185	170	160
8歳	222	200	223	185	170
9歳	213	221	200	224	185
10歳	234	215	223	201	225
11歳	221	233	215	223	200

※コーホート変化率法：過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。「コーホート」とは、同じ年（または同じ時期）に生まれた人々の集団のことをさします。

3 教育・保育の量の見込み

年度	年齢	認定区分		① 量の見込み	② 確保の内容	需給体制 (②－①)
令和5年度 (実績値)	3～5歳	1号認定		415	722	307
		2号認定		200	262	62
	0～2歳	3号認定	0歳	18	21	3
			1歳	52	47	△5
			2歳	57	55	△2
			合 計	127	123	△4
令和7年度	3～5歳	1号認定		205	260	55
		2号認定	教育希望が強い	71	100	29
			上記以外	209	207	△2
	0～2歳	3号認定	0歳	24	23	△1
			1歳	44	46	2
			2歳	56	54	△2
			合 計	124	123	△1
令和8年度	3～5歳	1号認定		198	260	62
		2号認定	教育希望が強い	68	100	32
			上記以外	202	207	5
	0～2歳	3号認定	0歳	23	23	0
			1歳	45	46	1
			2歳	50	54	4
			合 計	118	123	5
令和9年度	3～5歳	1号認定		190	260	70
		2号認定	教育希望が強い	65	100	35
			上記以外	193	207	14
	0～2歳	3号認定	0歳	22	23	1
			1歳	43	46	3
			2歳	50	54	4
			合 計	115	123	8
令和10年度	3～5歳	1号認定		185	260	75
		2号認定	教育希望が強い	64	100	36
			上記以外	188	172	△16
	0～2歳	3号認定	0歳	21	20	△1
			1歳	42	41	△1
			2歳	49	47	△2
			合 計	112	108	△4
令和11年度	3～5歳	1号認定		176	260	84
		2号認定	教育希望が強い	61	100	39
			上記以外	179	172	△7
	0～2歳	3号認定	0歳	20	20	0
			1歳	41	41	0
			2歳	47	47	0
			合 計	108	108	0

【量の確保】

ニーズ調査の結果と、推計人口により、各年度の量の見込みを積算し、現状の保育所や認定こども園、幼稚園の定員数と比較すると、各年度とも、1号・2号認定についてはほぼ充足の見込みですが、3号認定については確保数が不足する可能性があります。

また、年齢によって不足が見込まれる区分があるため、既存施設の定員適正化等により、不足の解消を図ります。

【質の確保】

児童の処遇改善のための方策を検討するとともに、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の処遇改善や資質向上に努めます。

4 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

【 概要 】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	952	960	931	895	866	837
確保方策（箇所数）	1	1	1	1	1	1

【 提供体制の確保内容 】

平成30年6月、子ども課内に開設された子育て世代包括支援センターにおいて、妊期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う事業です。見込量については現状の1箇所にて対応できる範囲である為、確保方策も1箇所にて算出しています。

(2) 延長保育事業

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	1,703	1,735	1,668	1,606	1,565	1,498
確保方策（人日）	2,088	2,000	2,000	2,000	1,600	1,600
実施体制（人）	12	12	12	12	10	10
実施施設数	4	4	4	4	3	3

【 提供体制の確保内容 】

この事業については、現在市内全4保育所にて事業を実施しており、現状の体制で量の見込みの確保は可能である状況の為、現状を維持していきます。

(3) 放課後児童健全育成事業

【 概要 】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み						
1年生	55	92	76	70	66	69
2年生	43	36	40	33	31	29
3年生	40	39	36	40	33	30
(低学年 計)	138	167	152	143	130	128
4年生	31	20	20	19	21	17
5年生	15	33	31	32	29	32
6年生	19	17	18	17	17	15
(高学年 計)	65	70	69	68	67	64
確保方策						
登録児童数(人)	203	237	221	211	197	192
定員数(人)	201	241	241	241	241	241
支援単位数	5	6	6	6	6	6
実施場所(箇所数)	4	4	4	4	4	4
指導員配置数(人)	21	25	25	25	25	25

【 提供体制の確保内容 】

現状の体制で量の見込みの確保は可能である状況の為、現状を維持していきます。
また、保育の質の向上に努めます。

(4) 子育て短期支援事業

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	0	1,425	1,369	1,322	1,284	1,231
確保方策（人日）	0	40	80	160	320	640

【 提供体制の確保内容 】

短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）については、委託により、令和5年度に開始しました。今後は、更なる充実を図る方策を検討していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

【 概要 】

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		125	130	126	121	117	113
確保方策	実施体制（人）	9	6	6	6	6	6
	実施機関	三浦市	三浦市				
	委託団体等	—	—	—	—	—	—

【 提供体制の確保内容 】

子ども課の母子保健事業の中で、現在も実施しており、今後も継続していきます。

(6) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）		0	—	—	—	—	—
確保方策	実施体制（人）	0	0	0	0	0	0
	実施機関	0	三浦市				
	委託団体等	—	—	—	—	—	—

【 提供体制の確保内容 】

現状子ども課の通常業務の範囲で対応している事業であり、今後も現状を維持する形で継続していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）		1,993	8,999	8,590	8,397	8,118	7,839
確保方策（箇所数）		1	1	1	1	1	1

【 提供体制の確保内容 】

現在、上宮田小羊保育園内にある、子育て支援センターを拠点事業所として活用している事業です。見込量については現状の1箇所にて対応できる範囲である為、確保方策も1箇所にて算出していますが、幼稚園における地域開放事業を含めて、更なる充実を図っていきます。

(8) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	5,515	21,713	20,948	20,061	19,564	18,661
預かり保育・定期的 利用	5,450	18,609	17,970	17,180	16,767	15,977
その他定期的な利用	65	3,104	2,978	2,881	2,797	2,684
確保方策（人日）	16,642	21,000	21,000	21,000	21,000	21,000
預かり保育・定期的 利用	16,026	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000
その他定期的な利用	616	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000

【 提供体制の確保内容 】

預かり保育・定期的利用・・・幼稚園における、在園児を対象とした一時預かり。
その他定期的な利用・・・認定こども園における、在園児対象型を除く一時預かり。

現状の体制で量の見込みの確保は可能ではありますが、保育ニーズの多様化に応じた確保方策を検討していきます。

(9) 病児・病後児保育事業

【 概要 】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）	0	1,342	1,293	1,245	1,206	1,154
確保方策（人日）	0	—	—	—	—	—
病児保育事業	0	—	—	—	—	—
子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業）	0	—	—	—	—	—

【 提供体制の確保内容 】

現在、事業は実施しておりませんが、潜在的な需要がある可能性があるため、量の見込みが大きく算出されています。

今後は、市民のニーズに基づいた支援の方策を検討していきます。

(10) ファミリーサポートセンター事業（子育て援助活動支援事業）

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	491	2,234	2,128	2,026	1,850	1,777
確保方策（箇所数）	1	1	1	1	1	1

【 提供体制の確保内容 】

令和元年12月、子ども課内に開設された、みうらファミリー・サポート・センターにおいて、有償ボランティアによりこどもを預かる方とこどもを預けたい方のマッチングを行う事業です。見込量については、潜在的な需要が考慮されていますが、現状の1箇所に対応できる範囲である為、確保方策も1箇所にて算出しています。

(11) 妊婦健診事業

【 概要 】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

		令和5年度 実績	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(健診回数)		1,605	1,739	1,686	1,619	1,565	1,512
確保方策	実施場所		県内各医療機関ほか				
	実施体制 (人)	—	—	—	—	—	—
	検査項目		・健康状態の把握・検査計測・栄養、生活上の保健指導及び精神的な健康保持に係る事項・医学的検査				
	実施時期	随時	随時	随時	随時	随時	随時

【 提供体制の確保内容 】

量の見込みについては、ニーズ調査での調査項目が無かったため、過去の実績及び推計人口を参考にし、積算しました。

事業については、現在も実施しており、今後も継続していきます。

(12) 産後ケア事業（新規事業）

【 概要 】

母子保健法の改正（令和元年）により、令和３年度から「産後ケア事業」の実施が市区町村の努力義務となりました。

産後１年未満であって、産後ケアを必要とする母親と乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人日）					
宿泊型	3	3	3	3	3
デイサービス型	3	3	3	3	3
アウトリーチ型	70	68	66	64	62
確保方策（箇所数）					
宿泊型	1	1	1	1	1
デイサービス型	2	2	2	2	2
アウトリーチ型	3	3	3	3	3

【 提供体制の確保内容 】

量の見込みについては、ニーズ調査での調査項目が無かったため、潜在的な需要を考慮した上で、推計人口を参考にして積算しました。

事業内容については、委託により現在も実施しておりますが、市民への更なる周知を図りながら、今後も継続していきます。

(13) 妊婦等包括相談支援事業（新規事業）

【 概要 】

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、令和4年度より、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施する事業です。

- ・ 伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）
- ・ 経済的支援（妊娠届出時と出生届出時の計10万円相当の経済的支援）

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（人）	147	143	138	134	130
確保方策（箇所数）	1	1	1	1	1
実施機関	子ども課				

【 提供体制の確保内容 】

量の見込みについては、ニーズ調査での調査項目が無かったため、過去の妊娠届出数の実績及び推計人口を参考に、積算しました。

事業内容については現在も実施しており、今後も継続していきます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（新規事業）

【 概要 】

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（延べ）	144	140	135	130	125
確保方策（箇所数）	2	2	2	2	2

【 提供体制の確保内容 】

量の見込みについては、ニーズ調査での調査項目が無かったため、潜在的な需要を考慮した上で、推計人口を参考にして積算しました。

事業内容については、委託により現在も実施しておりますが、市民への更なる周知を図りながら、今後も継続していきます。

(15) 児童育成支援拠点事業（新規事業）

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 提供体制の確保内容 】

貧困や不登校等の様々な困難を抱えるこどもを地域で支えるため、こどもたちが、学習や生活の支援を受けながら安心・安全に過ごすことができる家庭以外の居場所の設置を、こどもの支援を行う団体等と連携を図りながら検討していきます。

(16) 親子関係形成支援事業（新規事業）

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 量の見込みと確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	—	—	—	—	—
確保方策（箇所数）	1	1	1	1	1

【 提供体制の確保内容 】

現在も、親子のコミュニケーションやこどもの問題行動への対処方法などの子育て支援プログラムを委託により実施しており、この取組を親子関係形成支援事業として位置づけ、今後も継続していきます。

また、新たな方策の模索を含め、検討していきます。

(17) 乳児等通園支援事業（新規事業）

【 概要 】

親の就労状況にかかわらず、時間単位などでこどもを保育所に預けられるようにする制度です。

令和8年度からの給付制度化に向けて、国から本年夏頃以降示される予定の量の見込みの算出等の考え方の動向に注視しながら、受け入れ体制を整備するものとし、必要受入時間数、必要定員数を算出しました。

【 確保方策 】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〈必要受入時間数〉					
0歳		456	456	456	456
1歳		648	648	648	648
2歳		840	576	576	552
〈必要定員数〉					
0歳		1	1	1	1
1歳		2	2	2	2
2歳		2	2	2	2

【 提供体制の確保内容 】

令和8年度からの実施に向けて、準備を進めていきます。

(18) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、認定こども園等（特定教育・保育施設等）に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(19) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

新規施設事業者が安定的かつ継続的に事業を運営し、地域ニーズに即した保育等を円滑に実施できるよう、実地支援、相談・助言、連携施設のあっせんなどを行う事業です。

第6章

計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、地域社会を構成することも・子育て支援事業者、学校など様々な団体・機関との連携を図りつつ、市民の意見を取り入れながら、子育て支援の推進を図ります。

2 進捗状況の管理

本計画の実現に向けては、PDCAサイクルに基づいて、計画の実施状況について点検・評価を行い、必要性に応じて、計画の改善や見直しなどの措置を講じていくこととします。

